

15 成人保健

所管課
データヘルス推進課

3
すべての人に
健康と福祉を

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律、足立区特定健康診査実施要綱、足立区特定保健指導実施要綱、東京都後期高齢者医療広域連合健診事業実施要綱、足立区後期高齢者医療健康診査実施要綱、足立区上乘せ項目等健康診査実施要綱、健康増進法第19条の2、足立区健康増進健康診査実施要綱、足立区簡易血液検査事業実施要綱、足立区40歳前の健康づくり健診実施要綱、足立区がん検診実施要綱

概要

区では、昭和58年の老人保健法の施行に伴い、下記のように各種健（検）診事業に取り組んできた。今後も国の動向や費用対効果を十分考慮し、より高い保健ニーズに応えられるような健（検）診体制の整備を進めていくとともに、区民の健康づくりに対する意識の醸成を図っていく。

ア 健康診査（18歳から39歳まで）
平成8年度から女性を対象として実施していたが、平成26年度からは対象に男性も加えて「40歳前の健康づくり健診」へと拡大した。平成27年度からは、自宅に採血キットを送付して検査する簡易血液検査を民間事業者との実証事業として開始し、平成30年度からは区の事業へと移行した。なお、平成27年度以降は、「40歳前の健康づくり健診」と35歳を対象とした「若年者健康診査」は、対象者や実施内容が重複することから事業を統合した。

イ 健康診査（40歳以上）
平成20年度からは医療制度改革により、40歳以上を対象としていた健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」や「健康増進法」に基づく「特定健康診査」、「後期高齢者医療健康診査」へと移行して実施している。

ウ がん検診
国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく「胃がん内視鏡検診」「肺がん検診」「大腸がん検診」「子宮頸がん検診」「乳がん検診」のほか、それぞれのがんの予防と早期発見を目的とした「胃がんハイリスク検診」、「前立腺がん検診」を実施している。
平成28年度から受診可能ながん検診が全て記載された総合受診券方式を導入し、平成30年度からは「特定健康診査」、「後期高齢者医療健康診査」に大腸がん検診受診券を同封するなど、わかりやすく、セットで受診できる体制を推進してきた。

エ その他
肝炎ウイルスへの罹患の早期発見・早期治療を目的とした「肝炎ウイルス検診」と、糖尿病や眼科疾患の早期発見・早期治療を目的とした「糖尿病・成人眼科健診」を実施している。

実績表

健康診査・検診と精密検査、健康教育などとの関係

特定健康診査	所見あり	特定保健指導	特定保健指導実施医療機関での積極的支援
		要医療	特定保健指導実施医療機関での動機付け支援
後期高齢者医療健康診査	所見あり		医療機関での精密検査・治療
健康増進健康診査			
簡易血液検査			
40歳前の健康づくり健診	保健指導		保健指導、栄養指導など
	受診勧奨		医療機関での精密検査・治療
各種がん検診	要精密検査		医療機関での精密検査・治療
肝炎ウイルス検診	陽性		医療機関での治療
糖尿病・成人眼科健診	所見あり		医療機関での精密検査・治療

健（検）診体系図				
健（検）診 名 称	健（検）診内容 または実施形態	対象年齢 (年度末年齢)	実 施 場 所 等	通 知 方 法
特 定 健 康 診 査	健 康 診 査	4 0 歳 ～ 7 4 歳	区内指定医療機関	個別通知(※1)
特 定 保 健 指 導	保 健 指 導	4 0 歳 ～ 7 4 歳	区内指定医療機関	個別通知(※2)
後 期 高 齢 者 医 療 健 康 診 査	健 康 診 査	7 5 歳 以 上	区内指定医療機関	個別通知(※1)
健康増進健康診査	健 康 診 査	4 0 歳 以 上	区内指定医療機関	広 報 周 知
簡 易 血 液 検 査	血 液 検 査	1 8 歳 ～ 3 9 歳	簡易血液検査キットを自宅に送付	広 報 周 知 個別勧奨(※3)
40歳前の健康づくり 健 診	健 康 診 査	1 8 歳 ～ 3 9 歳	各保健センター	広 報 周 知
胃 がんハイリスク 検 査	ピロリ菌抗体検査 ペプシノゲン法検査	4 0 歳 ～ 7 4 歳	区内指定医療機関	広 報 周 知 個別勧奨(※4)
胃 がん内視鏡検診	経口・経鼻内視鏡検査	50歳以上前年度 未受診の区民 (2年度に1回)	区内指定医療機関	広 報 周 知 個別勧奨(※5)
肺 が ん 検 診	胸 部 X 線 検 査 か く 痰 検 査	4 0 歳 以 上	区内指定医療機関	広 報 周 知 個別勧奨(※6)
大 腸 が ん 検 診	便潜血反応検査	4 0 歳 以 上	区内指定医療機関	広 報 周 知 個別勧奨(※7)
子 宮 頸 が ん 検 診	膣 鏡 診 査 頸 部 細 胞 診 査	20歳以上前年度 未受診の女性 (2年度に1回)	区内指定医療機関	広 報 周 知 個 別 勧 奨 (※8、10、13)
乳 が ん 検 診	マンモグラフィ撮影	40歳以上前年度 未受診の女性 (2年度に1回)	区内指定医療機関	広 報 周 知 個 別 勧 奨 (※9、10、13)
前立腺がん検診	前立腺特異抗原 (P S A) 検 査	60歳～64歳男性	区内指定医療機関	広 報 周 知 個別勧奨(※11)
肝炎ウイルス検診	H B s 抗原検査 H C V 抗体検査 H C V 核酸増幅検査	肝炎ウイルス検診 未受診の区民	区内指定医療機関	広 報 周 知 個別勧奨(※12)
糖尿病・成人眼科健診	矯 正 視 力 検 査 屈 折 検 査 細 隙 灯 頭 微 鏡 検 査 眼 圧 検 査 眼 底 検 査	41, 45, 50, 55, 60, 65歳	区内指定医療機関	広 報 周 知 個別勧奨(※1)

※1 対象者全員に受診券を送付
 ※2 対象者に利用券を送付
 ※3 25・30・35・39歳の国民健康保険加入者に検査案内状を送付
 ※4 40・45・50・55・60・65・70歳に受診券を送付
 ※5 前々年度受診者、50・55・60・65・70歳に受診券を送付
 ※6 前年度受診者、40・45・50・55・60・65・70歳に受診券を送付
 ※7 前年度受診者、40・45・50・55・60・65・70歳に受診券を送付、また、「特定健康診査」及び「後期高齢者医療健康診査」に大腸がん検診受診券を同封

健(検)診 名 称	申込方法	受診時期 期 間 等	費用	そ の 他
特 定 健 康 診 査	申 込 不 要	5月～1月	無 料	国民健康保険加入者に対して実施
特 定 保 健 指 導	申 込 不 要	8月～7月	無 料	特定健診受診者のうち、生活習慣の改善が必要と判断された者に対して実施
後 期 高 齢 者 医 療 健 康 診 査	申 込 不 要	5月～1月	無 料	後期高齢者医療制度加入者に対して実施
健康増進健康診査	窓 は が き 申 込 口 込	11月～1月	無 料	特定健診・後期高齢者医療健診などの健診機会がない区民に対して実施
簡 易 血 液 検 査	電 子 申 請	検査キット申込期間 8月～12月	無 料	
40歳前の健康づくり 健 診	電 子 申 請	健診申込期間 5月～12月	無 料	
胃 がんハイリスク 検 診	窓 は が き 申 込 電 子 申 請	4月～2月	1,000円	
胃 がん内視鏡検診	窓 は が き 申 込 電 子 申 請	4月～2月	2,000円	
肺 がん 検 診	窓 は が き 申 込 電 子 申 請	4月～2月	X線800円 かく 痰 300円	
大 腸 がん 検 診	窓 は が き 申 込 電 子 申 請	4月～2月	300円	
子 宮 頸 がん 検 診	窓 は が き 申 込 電 子 申 請	4月～2月	500円 無料 (※10)	
乳 がん 検 診	窓 は が き 申 込 電 子 申 請	4月～2月	500円 無料 (※10)	
前 立 腺 がん 検 診	窓 は が き 申 込 電 子 申 請	4月～2月	800円	
肝炎ウイルス検診	窓 電 子 申 請	通 年	無 料	
糖 尿 病 ・ 成 人 眼 科 健 診	申 込 不 要	6月～3月	無 料	

※8 前々年度受診者、20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳に受診券を送付

※9 前々年度受診者、40・45・50・55・60・65・70歳に受診券を送付

※10 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業により、対象者(4月1日現在、子宮頸がん 20歳、乳がん 40歳)に無料クーポン券を送付

※11 60歳に受診券を送付

※12 40歳に受診券を送付

※13 子宮頸がん 22～58歳の偶数年齢の対象者、乳がん 42～58歳の偶数年齢の対象者にリーフレット型受診券を送付(ただし、30、40、50歳を除く)

1 5 成人保健		所管課	3 すべての人に健康と福祉を 
(1) 特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者医療健康診査		データヘルス推進課	
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律、足立区特定健康診査実施要綱、足立区特定保健指導実施要綱、東京都後期高齢者医療広域連合健診事業実施要綱、足立区後期高齢者医療健康診査実施要綱、足立区上乗せ項目等健康診査実施要綱		
目的 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の早期発見と予防を目的としている。			
事業内容 足立区国民健康保険に加入している４０歳から７４歳までの区民を対象として、特定健康診査及び特定保健指導を、後期高齢者医療制度に加入している区民を対象に、後期高齢者医療健康診査を区内指定医療機関にて実施している。また、特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査を受診する際、区の「上乗せ項目健康診査」も併せて実施している。			
健診対象者 ア 特定健康診査・特定保健指導 足立区国民健康保険に加入している４０歳から７４歳（年度末年齢）の区民 イ 後期高齢者医療健康診査 後期高齢者医療制度に加入している区民 ウ 上乗せ項目健康診査 特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査を受診した区民 足立区以外の医療保険者が、足立区医師会に委託して実施する特定健康診査を受診した区民			
検査内容 ■ 特定健康診査・後期高齢者医療健康診査			
必須検査		既往症の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む） 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 身体計測（身長、体重、腹囲（健診対象者（イ）は実施せず）、BMI） 血圧測定（収縮期血圧、拡張期血圧） 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール） 肝機能検査（AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT（γ-GTP）） 血糖検査（空腹時血糖、HbA1c）、尿検査（糖、蛋白）	
※1 選択検査		貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン、eGFR	
※2 上乗せ項目健康診査		胸部X線検査、血清クレアチニン※3、eGFR※3、血清尿酸、血清アルブミン、総コレステロール、Non-HDLコレステロール	
※1 健康状況により医師が選択して行う検査 ※2 受診者の希望により行う検査 ※3 選択検査の基準に該当しない方に上乗せ項目健康診査として実施			
■ 特定保健指導の基準 ※下記のア、イともに該当する者			
ア 腹囲が男性８５cm、女性９０cm以上、またはBMIが２５以上			
イ 以下の項目のうち１つ以上該当する ・血糖：空腹時血糖１００mg／dL以上、またはHbA1c５．６％以上 ・脂質：空腹時中性脂肪１５０mg／dL以上（または随時中性脂肪：１７５mg／dL以上）、またはHDLコレステロール４０mg／dL未満 ・血圧：収縮期１３０mmHg以上、または拡張期８５mmHg以上			

実 績 表

■特定健康診査実施状況（法定報告値）

区分 年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
3	91,239	37,696	41.3
4	84,749	34,777	41.0
5	80,359	32,697	40.7

※ 6年度法定報告値は7年11月以降発表されるため、5年度法定報告値まで掲載
資料：衛生部データヘルス推進課、区民部国民健康保険課

■特定保健指導実施状況（法定報告値）

区分 年度	対象者数 (人)	利用者数 (人)	終了率 (%)
3	4,065	239	5.9
4	3,712	229	6.2
5	3,435	209	6.1

※ 6年度法定報告値は7年11月以降発表されるため、5年度法定報告値まで掲載
資料：衛生部データヘルス推進課、区民部国民健康保険課

■後期高齢者医療健康診査実施状況

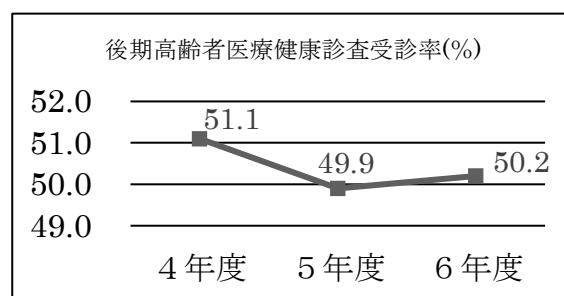
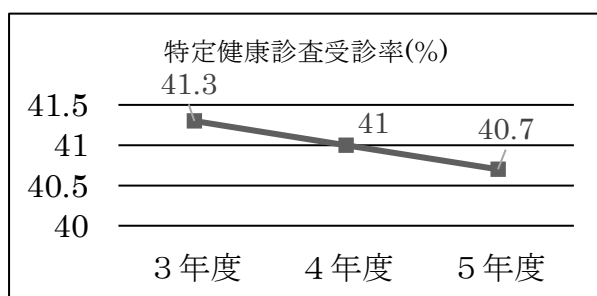
区分 年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
4	83,979	42,916	51.1
5	86,080	42,941	49.9
6	88,345	44,340	50.2

資料：衛生部データヘルス推進課、区民部高齢医療・年金課

■上乗せ項目健康診査実施状況（件）

区分 年度		胸部X線	血清クレアチン	血清尿酸	血清アルブミン等
4		81,727	17,980	84,609	81,881
5		79,051	17,077	81,881	
6		78,211	13,130	81,311	
内 訳	国保特定健康診査	33,148	7,797	35,301	35,301
	後期高齢者医療健康診査	43,542	4,816	44,343	44,343
	国保外特定健康診査	1,521	517	1,667	1,667

※ 血清アルブミン等は5年度から追加



15 成人保健

(2) 健康増進健康診査

所管課

データヘルス推進課

3

すべての人に健康と福祉を



根拠法令等

健康増進法第19条の2
足立区健康増進健康診査実施要綱

目的

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の早期発見と予防を目的としている。

事業内容

特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査の受診対象者とならない区民に対し、健康増進法に基づく健診機会を提供するため、平成20年度から区内指定医療機関にて実施している。

健診対象者

ア 健診実施年度の12月1日以降に足立区国民健康保険に加入した40歳以上（年度末年齢）の区民

イ 健診実施年度の12月1日以降に後期高齢者医療制度に加入した区民

ウ 生活保護または中国残留邦人等支援給付を受給している40歳以上（年度末年齢）の区民

検査内容

必須検査	既往症の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む） 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 身体計測（身長、体重、腹囲（健診対象者（イ）は実施せず）、BMI） 血圧測定（収縮期血圧、拡張期血圧） 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール） 肝機能検査（AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT（γ-GTP）） 血糖検査（空腹時血糖、HbA1c）、尿検査（糖、蛋白）
※1 選択検査	貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン、eGFR
※2 上乗せ項目健康診査	胸部X線検査、血清クレアチニン※3、eGFR※3、血清尿酸、血清アルブミン、総コレステロール、Non-HDLコレステロール

※1 健康状況により医師が選択して行う検査

※2 受診者の希望により行う検査

※3 選択検査の基準に該当しない方に上乗せ項目健康診査として実施

実績表

健康増進健康診査実施状況

区分 年度	受診者数 (人)	健診結果	
		異常なし	異常所見あり
4	1,087	10	1,077
5	1,193	11	1,182
6	1,303	16	1,287

15 成人保健 (3) 簡易血液検査(若年者の健康づくり事業)		所管課		3 すべての人に 健康と福祉を 
		データヘルス推進課		
根拠法令等		健康増進法第4条 足立区簡易血液検査事業実施要綱		
目的 特定健診未受診者対策及び若年者への健診機会の提供を目的としている。				
事業内容 18歳から39歳（年度末年齢）の区民を対象に、自宅へ簡易血液検査キットを送付し、検査を実施する。				
検査項目 脂質代謝（中性脂肪、総コレステロール、HDLコレステロール、LDLコレステロール） 糖代謝（血糖、HbA1c） 肝機能（AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP）） 腎機能（尿素窒素、クレアチニン）、尿酸（尿酸） 栄養状態（総タンパク、アルブミン）				
受診方法・結果説明 受診者が区へ検査申込みを行い、区が送信する検査案内メールにより実施事業者が設けるホームページへアクセスし検査登録を行う。登録後、郵送された簡易血液検査キットにより採取した検体を返送し、ホームページ上で検査結果を閲覧する。				
開始時期 平成27年度から民間事業者と協定を締結し、実証事業を開始した。平成30年度からは協定期間終了に伴い、区の独自事業として実施している。				
実績表 ■簡易血液検査実施状況（受診結果）				
区分 年 度		受診者数	検査結果	
			所見なし	所見あり
4		1,506	164	1,342
5		1,205	188	1,017
6		1,137	202	935
内 訳	10代	15	2	13
	20代	263	58	205
	30代	859	142	717

15 成人保健		所管課		3 すべての人に健康と福祉を	
(4) 40歳前の健康づくり健診 (若年者の健康づくり事業)		データヘルス推進課			
根拠法令等		健康増進法第4条、足立区40歳前の健康づくり健診実施要綱			
目的					
将来の生活習慣病予防及び40歳からの特定健診・特定保健指導の動機づけを目的としている。					
事業内容					
健診機会のない18歳から39歳（年度末年齢）の区民に対し、健診機会を提供するため、各保健センターにて実施している。					
健診内容					
問診（現症、既往歴、家族歴、生活習慣、過去の健診受診状況等） 身体測定（身長、体重、腹囲、BMI）、聴打診（心雑音、不整脈、呼吸音異常、その他） 血圧測定（収縮期血圧、拡張期血圧） 脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール） 肝臓検査（AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GTP） 糖尿病検査（血糖、HbA1c、尿糖） 腎臓検査（クレアチニン、尿酸、尿蛋白、eGFR） 貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）、体組成測定、胃がんハイリスク検査					
結果説明・保健指導					
検査項目の結果に応じて受診者に対し適切な保健指導を行う。また、HbA1cの値が保健指導判定値（5.6%から6.4%）や、生活習慣病関連項目が受診勧奨判定値（6.5%以上）の者には、電話等による事後フォローを行っている。					
開始時期					
平成26年度から開始した。平成27年度には、対象者や実施内容が重複していた若年者健康診査と統合した。					
実績表					
■40歳前の健康づくり健診実施状況（受診結果）					
区分 年度		受診者数	健診結果・指導区分		
			異常なし	保健指導	受診勧奨
4		1,290	299	467	524
5		1,604	362	591	651
6		1,730	459	616	655
内訳	男性	534	85	198	251
	女性	1,196	374	418	404
■結果による事後フォロー対象者					
年度	受診者数 (人)	対象者（延）			
		HbA1c 保健指導判定値	生活習慣病関連項目 受診勧奨判定値		
4	1,290	376	235		
5	1,604	390	283		
6	1,730	433	270		
※ 保健指導判定値、受診勧奨判定値の両方に該当する者あり					

15 成人保健			所管課		3 すべての人に 健康と福祉を																																				
(5) 胃がんハイリスク検診			データヘルス推進課																																						
根拠法令等		健康増進法第19条の2、足立区がん検診実施要綱																																							
目 的																																									
胃がんの早期発見・早期治療及び死亡率の低下を目的としている。																																									
事業内容																																									
40歳から74歳（年度末年齢）の区民を対象に、血液検査（ピロリ菌抗体、ペプシノゲン法）を区内指定医療機関にて実施し、胃がんの発がんリスクを明らかにする。その結果に応じて精密検査（内視鏡検査）の受診勧奨を行う。																																									
開始時期及び変遷																																									
平成4年度から、節目健康診査において、間接X線法検査（X線法）を各保健センターにて開始した。																																									
平成8年度からは、X線法から血清ペプシノゲン法検査（PG法）に移行した。																																									
平成14年度から、生活習慣病予防（消化器）健診に追加して、PG法を区内指定医療機関にて実施した。																																									
平成20年度には、PG法とピロリ菌抗体検査と大腸がん検診をセットにし、「ピロリ検診」と名称変更のうえ各保健センターで実施し、平成24年度で終了した。																																									
平成25年度からは区内指定医療機関にて胃がんハイリスク検診を実施している。																																									
実績表																																									
■胃がんハイリスク検診実績数（一次検診）（令和7年5月末現在）																																									
<table><tr><th rowspan="2">区分 年度</th><th rowspan="2">対象者数</th><th rowspan="2">受診者数</th><th rowspan="2">受診率 (%)</th><th colspan="2">検診結果</th></tr><tr><th>異常なし</th><th>要精検</th></tr><tr><td>4</td><td>167,537</td><td>3,447</td><td>2.1</td><td>2,235</td><td>1,212</td></tr><tr><td>5</td><td>165,998</td><td>2,867</td><td>1.7</td><td>1,779</td><td>1,088</td></tr><tr><td>6</td><td>165,394</td><td>2,805</td><td>1.7</td><td>1,647</td><td>1,158</td></tr></table>						区分 年度	対象者数	受診者数	受診率 (%)	検診結果		異常なし	要精検	4	167,537	3,447	2.1	2,235	1,212	5	165,998	2,867	1.7	1,779	1,088	6	165,394	2,805	1.7	1,647	1,158										
区分 年度	対象者数	受診者数	受診率 (%)	検診結果																																					
				異常なし	要精検																																				
4	167,537	3,447	2.1	2,235	1,212																																				
5	165,998	2,867	1.7	1,779	1,088																																				
6	165,394	2,805	1.7	1,647	1,158																																				
■胃がんハイリスク検診実績数（精密検査）（令和7年5月末現在）																																									
<table><tr><th rowspan="2">区分 年度</th><th rowspan="2">要精検者数</th><th rowspan="2">受診者数</th><th colspan="4">精密検査結果内訳</th><th rowspan="2">未把握</th></tr><tr><th>異常なし</th><th>がん</th><th>がんの疑い</th><th>その他の疾患</th></tr><tr><td>4</td><td>1,212</td><td>732</td><td>97</td><td>8</td><td>17</td><td>610</td><td>480</td></tr><tr><td>5</td><td>1,088</td><td>627</td><td>83</td><td>3</td><td>13</td><td>528</td><td>461</td></tr><tr><td>6</td><td>1,158</td><td>561</td><td>95</td><td>6</td><td>13</td><td>447</td><td>597</td></tr></table>						区分 年度	要精検者数	受診者数	精密検査結果内訳				未把握	異常なし	がん	がんの疑い	その他の疾患	4	1,212	732	97	8	17	610	480	5	1,088	627	83	3	13	528	461	6	1,158	561	95	6	13	447	597
区分 年度	要精検者数	受診者数	精密検査結果内訳						未把握																																
			異常なし	がん	がんの疑い	その他の疾患																																			
4	1,212	732	97	8	17	610	480																																		
5	1,088	627	83	3	13	528	461																																		
6	1,158	561	95	6	13	447	597																																		
※ 令和6年度の「未把握数」は精密検査結果確定前も含む。																																									

15 成人保健 (6) 胃がん内視鏡検診				所管課 データヘルス推進課			3 すべての人に 健康と福祉を
根拠法令等		健康増進法第19条の2、足立区がん検診実施要綱					
目 的 胃がんの早期発見・早期治療及び死亡率の低下を目的としている。							
事業内容 50歳以上（年度末年齢）で、前年度未受診の区民（2年度に1回）を対象に、問診・経口内視鏡または経鼻内視鏡を区内指定医療機関で実施する。							
開始時期及び変遷 令和元年7月から開始した。							
実績表							
■胃がん内視鏡検診実績数（一次検診） (令和7年5月末現在)							
区分 年度	対象者数	受診者数	受診率 (%)	検診結果			
				異常なし	要経過観察	要精密検査	
4	162,601	5,608	7.3	2,569	2,769	270	
5	164,552	7,000	7.6	3,205	3,505	290	
6	166,746	6,394	8.0	3,016	3,091	287	
受診率＝（「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」）÷「当該年度の対象者数」×100							
■胃がん内視鏡検診実績数（精密検査） (令和7年5月末現在)							
区分 年度	要精検者数	受診者数	精密検査結果内訳				未把握
			異常なし	がん	がんの疑い	その他の疾患	
4	270	258	200	16	5	37	12
5	290	265	193	19	10	43	25
6	287	91	59	6	2	24	196
※ 令和6年度の「未把握数」は精密検査結果確定前も含む。							

15 成人保健
(7) 肺がん検診

所管課
データヘルス推進課

3
すべての人に
健康と福祉を

根拠法令等

健康増進法第19条の2、足立区がん検診実施要綱

目的

肺がんの早期発見・早期治療及び死亡率の低下を目的としている。

事業内容

40歳以上（年度末年齢）の区民を対象に、胸部X線直接撮影及びかく痰細胞診検査を区内指定医療機関にて実施している。

開始時期及び変遷

昭和63年度から、所内健診、巡回健診、50歳健康診査及び成人病検診において胸部X線直接撮影及びかく痰細胞診検査を開始した。

平成4年度から、節目健康診査において胸部X線直接撮影及びかく痰細胞診検査を実施していた（医療制度改革により平成19年度で終了）。

平成20年度から平成25年度までは、40歳以上の区民を対象に、胸部X線直接撮影及びかく痰細胞診検査を各保健センターで、毎月1回、一般健康相談実施日に実施していた（ただし、平成25年度中央本町地域・保健総合支援課では未実施）。

平成26年度からは区内指定医療機関にて胸部X線直接撮影及びかく痰細胞診検査を実施している。

なお、胸部X線の撮影は2名以上の医師による二重読影を行っている。

実績表

■肺がん検診実績数（一次検診）

(令和7年5月末現在)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率 (%)	異常なし (判定不能を含む)	要精密検査
4	228,527	9,737 (837)	4.3	9,422 (789)	315 (48)
5	228,604	9,763 (768)	4.3	9,389 (726)	374 (42)
6	229,290	9,333 (762)	4.1	8,982 (718)	351 (44)

※ 令和4年度から判定区分を「異常なし」と「要精密検査」で実施

■肺がん検診実績数（精密検査）

(令和7年5月末現在)

区分 年度	要精検者数	受診者数	精密検査結果内訳				未把握
			異常なし	がん	がんの疑い	その他の疾患	
4	315(48)	198(27)	97(7)	2(1)	13(2)	86(17)	117(21)
5	374(42)	243(25)	119(13)	1(1)	18(1)	105(10)	131(17)
6	351(44)	229(32)	130(15)	2(-)	14(3)	83(14)	122(12)

※ ()内の数字はかく痰検査の受診者数

15 成人保健

(8) 大腸がん検診

所管課

データヘルス推進課

3

すべての人に健康と福祉を

根拠法令等

健康増進法第19条の2、足立区がん検診実施要綱

目 的

大腸がんの早期発見・早期治療及び死亡率の低下を目的としている。

事業内容

40歳以上（年度末年齢）の区民を対象に、問診及び免疫学的便潜血反応検査を区内指定医療機関にて実施している。

開始時期及び変遷

平成2年度から、50歳健康診査にあわせて検診実施開始。

平成4年度から、節目健康診査において実施した。

平成17年度は、生活習慣病予防（消化器）健診対象者のうち40、50、60歳の区民に対して実施した。

平成18年度から、生活習慣病予防（消化器）健診のすべての対象者に対して、大腸がん検診を追加して実施した（医療制度改革により平成19年度で終了）。

平成20年度から、大腸がん検診（対象：40歳以上の区民）を区内指定医療機関において実施している。また、PG法と大腸がん検診をセットにした消化器健診は、平成20年度からPG法にピロリ菌抗体検査を加えた「胃健診」と「大腸がん検診」をセットにし、「ピロリ検診」と名称変更し、実施した。検査内容は、問診と免疫学的便潜血反応検査で、問診による有症状者及び便潜血反応陽性者等には、医療機関での精密検査をすすめていた（平成24年度で終了）。

平成25年度からは、大腸がん検診として問診と免疫学的便潜血反応検査を区内指定医療機関で実施している。

実績表

■大腸がん検診実績数（一次検診）

(令和7年5月末現在)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率 (%)	検診結果		
				判定不能	異常なし	要精密検査
4	229,358	40,138	17.5	16	36,799	3,323
5	229,431	39,729	17.3	6	36,526	3,197
6	230,123	38,638	16.8	2	35,612	3,024

■大腸がん検診実績数（精密検査）

(令和7年5月末現在)

区分 年度	要精検者数	受診者数	精密検査結果内訳				未把握
			異常なし	がん	がんの疑い	その他の疾患	
4	3,323	2,141	363	108	－	1,670	1,182
5	3,197	2,085	358	114	1	1,612	1,112
6	3,024	1,620	254	87	－	1,279	1,404

※

令和6年度の「未把握数」は精密検査結果確定前も含む。

15 成人保健

(9) 子宮頸がん検診

所管課

データヘルス推進課

3

すべての人に健康と福祉を



根拠法令等

健康増進法第19条の2、足立区がん検診実施要綱

目的

子宮頸がんの早期発見・早期治療及び死亡率の低下を目的としている。

事業内容

20歳以上（年度末年齢）の女性で、前年度未受診の区民（2年度に1回）を対象に、子宮頸部の細胞診検査を区内指定医療機関にて実施

開始時期及び変遷

平成4年度から子宮頸部の細胞診検査を実施している。

子宮頸がん検診の細胞診報告様式については、平成23年度までは日母分類、平成24年度からは日母分類とベセスダシステムとの併用で実施していたが、令和元年度からベセスダシステムのみで実施している。

平成21年度から、20歳（4月1日時点）の女性に子宮頸がん検診無料クーポン券を送付している。

実績表

■子宮頸がん検診実績数（一次検診）

(令和7年5月末現在)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率 (%)	検診結果		
				判定不能	異常なし	要精密検査
4	166,650	15,969	18.7	21	15,510	438
5	167,658	17,008	19.7	13	16,559	436
6	169,140	16,897	20.0	13	16,488	396

受診率＝（「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」）÷「当該年度の対象者数」×100

■子宮頸がん検診実績数（精密検査）

(令和7年5月末現在)

区分 年度	要精検者数	受診者数	精密検査結果内訳				未把握
			異常なし	がん	がんの疑い	その他の疾患	
4	438	311	36	5	269	1	127
5	436	300	44	9	247	－	136
6	396	193	24	3	166	－	203

※ 令和6年度の「未把握数」は精密検査結果確定前も含む。

■女性ががん予防のための健康教育実施状況

区分 年度	回数	参加人員	内訳				
			中央本町	竹の塚	江北	千住	東部
4	29	334	166	281	137	151	113
5	41	738					
6	48	848					

15 成人保健 (10) 乳がん検診				所管課 データヘルス推進課		3 すべての人に 健康と福祉を		
根拠法令等		健康増進法第19条の2、足立区がん検診実施要綱						
目 的 乳がんの早期発見・早期治療及び死亡率の低下を目的としている。								
事業内容 40歳以上（年度末年齢）の女性で、前年度未受診の区民（2年度に1回）を対象に、マンモグラフィ（胸部X線撮影）、問診を区内指定医療機関にて実施。普及啓発のための取り組みとして、平成16年から乳がん月間である10月に、衛生部、自主グループ「たんぽぽの会」、民間企業などと組織した実行委員会が「ピンクリボンあだち」を実施している。								
開始時期及び変遷 平成15年から、マンモグラフィと視触診を併用した検診を開始した。判定結果によって、要精密検査と判定された者には、医療機関での精密検査をすすめている。 平成21年度から、40歳（4月1日時点）の女性に乳がん検診無料クーポン券を送付している。 国の指針の改正に伴い、平成29年度から視触診を廃止し、現在はマンモグラフィのみを実施している。								
実績表								
■乳がん検診実績数（一次検診）（令和7年5月末現在）								
区分 年度		対象者数	受診者数	受診率 (%)	検診結果			
					判定不能	異常なし (所見あるが精 検不要を含む)	要精検者数	
4		125,862	10,308	16.9	3	9,733	572	
5		125,984	11,369	17.1	4	10,778	587	
6		126,508	11,047	17.6	491	9,965	591	
受診率＝（「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」）÷「当該年度の対象者数」×100 ※ 令和6年度「判定不能」の数値は検診結果確定前も含む。								
■乳がん検診実績数（精密検査）（令和7年5月末現在）								
区分 年度		要精検者数	受診者数	精密検査結果内訳				未把握
				異常なし	がん	がんの疑い	その他の疾患	
4		572	543	153	63	3	324	29
5		587	550	196	50	3	301	37
6		591	243	76	22	－	145	348
※ 令和6年度の「未把握数」は精密検査結果確定前も含む。								
■ピンクリボンあだち講演会等実施状況								
年度	講演会参加者数	講演会映像配信の再生回数	検診車体験	ウィッグ、胸部補整具の展示・体験参加者数				
4	－	－	－	－				
5	40	1,025	－	31				
6	245	239	76	245				
※ 令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止								

15 成人保健

(11) 前立腺がん検診

所管課

データヘルス推進課

3

すべての人に健康と福祉を

根拠法令等

健康増進法第19条の2、足立区がん検診実施要綱

目的

前立腺がんの早期発見・早期治療及び死亡率の低下を目的としている。

事業内容

60歳から64歳（年度末年齢）の男性区民を対象に、前立腺特異抗原（PSA）検査を区内指定医療機関にて実施している。

開始時期

平成17年から区内指定医療機関において実施している。

実績表

■前立腺がん検診実績数（一次検診）

(令和7年5月末現在)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率 (%)	検診結果		
				判定不能	異常なし	要精密検査
4	19,105	1,001	5.2	1	929	71
5	19,835	980	4.9	－	911	69
6	20,823	966	4.6	－	873	93

■前立腺がん検診実績数（精密検査）

(令和7年5月末現在)

区分 年度	要精検者数	受診者数	精密検査結果内訳				未把握
			異常なし	がん	がんの疑い	その他の疾患	
4	71	43	16	2	8	17	28
5	69	36	12	1	7	16	33
6	93	40	20	3	3	14	53

※ 令和6年度の「未把握数」は精密検査結果確定前も含む。

がん検診受診率（%）

がん種別	4年度	5年度	6年度
胃がんハイリスク	2.1	1.7	1.7
胃がん内視鏡	7.3	7.6	8.0
肺がん	4.3	4.3	4.1
大腸がん	17.5	17.3	16.8
子宮頸がん	18.7	19.7	20.0
乳がん	16.9	17.1	17.6
前立腺がん	5.2	4.9	4.6

□4年度 ■5年度 ■6年度

15 成人保健 (12) 肝炎ウイルス検診				所管課		3 すべての人に 健康と福祉を			
				データヘルス推進課					
根拠法令等		健康増進法第19条の2、足立区肝炎ウイルス検診事業実施要綱							
目的 肝炎ウイルスを早期発見・早期治療し、肝硬変、肝がんへの進行の予防を目的としている。									
事業内容 肝炎ウイルス検診未受診の区民を対象にB型肝炎ウイルス検査（HBs抗原検査）、C型肝炎ウイルス検査（HCV抗体検査、HCV核酸増幅検査）を区内指定医療機関で実施している。									
事業変遷 平成14年度から40歳の節目健診及び生活習慣病予防健診と同時に実施していた。 平成20年度から保健センターまたは4指定医療機関にて実施。 平成26年度から4指定医療機関にて実施。 令和元年度からは医師会に委託し、区内指定医療機関にて実施している。									
実績表 ■肝炎ウイルス検診実績数 (令和7年5月末現在)									
区分 年度		受診者数			陽性者数		陽性率 (%)		
		B型 C型 両方	B型 のみ	C型 のみ	B型	C型	B型	C型	
4		928	926	1	1	6	1	0.6	0.1
5		1,103	1,097	6	0	8	3	0.7	0.3
6		954	950	4	0	11	4	1.2	0.4
内訳	健康増進事業	906	902	4	0	9	4	1.0	0.4
	特定感染症 検査等事業	48	48	0	0	2	0	4.2	0

1 5 成人保健 (1 3) 糖尿病・成人眼科健診 (糖尿病予防健診事業)			所管課			3 すべての人に 健康と福祉を																																																																																				
			データヘルス推進課																																																																																							
根拠法令等		健康増進法第 4 条、足立区糖尿病・眼科健診事業実施要綱																																																																																								
目 的																																																																																										
糖尿病網膜症を早期に発見し進行を予防するとともに、内科につなげることで糖尿病の重症化を防ぐ。併せて眼の健康状態を検査し、緑内障、白内障、加齢黄斑変性等の眼疾患を早期発見し、早期治療を行うことで、区民の眼の健康維持に寄与する。																																																																																										
事 業 内 容																																																																																										
対象の区民に問診、矯正視力検査、屈折検査、細隙灯顕微鏡検査、眼圧検査、眼底検査を区内指定医療機関にて実施している。																																																																																										
ア 4 1 歳、4 5 歳、5 0 歳、5 5 歳（年度末年齢）のうち、当該年度 4 月 1 日時点において足立区国民健康保険加入者で、次のいずれかの条件に該当する区民																																																																																										
(ア) 前年度の足立区国民健康保険特定健康診査を受診しなかった者																																																																																										
(イ) 前年度の足立区国民健康保険特定健康診査を受診し、HbA1c5. 6%以上で眼底検査を受診しなかった者																																																																																										
イ 6 0 歳、6 5 歳（年度末年齢）の区民全員（前年度の足立区国民健康保険特定健康診査眼底検査を受診した者を除く）																																																																																										
開始時期及び変遷																																																																																										
平成 2 8 年度から 4 5 歳、5 0 歳、5 5 歳、6 0 歳（年度末年齢）を対象に開始した。																																																																																										
平成 3 1 年度から 6 5 歳を対象に追加して実施した。																																																																																										
令和 6 年度から 4 1 歳を対象に追加して実施している。																																																																																										
実 績 表																																																																																										
■糖尿病・成人眼科健診実績数																																																																																										
<table><tr><th rowspan="2">区分 年度</th><th rowspan="2">対象者</th><th rowspan="2">受診者</th><th colspan="4">判定区分</th></tr><tr><th>問題なし</th><th>要眼科受診</th><th>要内科受診</th><th>その他</th></tr><tr><td>4</td><td>19, 551</td><td>3, 146</td><td>2, 032</td><td>1, 058</td><td>34</td><td>22</td></tr><tr><td>5</td><td>20, 250</td><td>3, 133</td><td>2, 024</td><td>1, 044</td><td>26</td><td>39</td></tr><tr><td>6</td><td>21, 939</td><td>3, 500</td><td>2, 312</td><td>1, 147</td><td>18</td><td>23</td></tr></table>									区分 年度	対象者	受診者	判定区分				問題なし	要眼科受診	要内科受診	その他	4	19, 551	3, 146	2, 032	1, 058	34	22	5	20, 250	3, 133	2, 024	1, 044	26	39	6	21, 939	3, 500	2, 312	1, 147	18	23																																																		
区分 年度	対象者	受診者	判定区分																																																																																							
			問題なし	要眼科受診	要内科受診	その他																																																																																				
4	19, 551	3, 146	2, 032	1, 058	34	22																																																																																				
5	20, 250	3, 133	2, 024	1, 044	26	39																																																																																				
6	21, 939	3, 500	2, 312	1, 147	18	23																																																																																				
(令和 7 年 5 月末現在)																																																																																										
<table><tr><th rowspan="3">区分 年度</th><th colspan="2">前眼部所見</th><th colspan="11">眼底所見</th></tr><tr><th colspan="2">白内障</th><th colspan="3">糖尿病網膜症</th><th colspan="3">緑内障</th><th colspan="3">加齢黄斑変性</th><th colspan="2">動脈硬化性変化</th></tr><tr><th>問題なし</th><th>所見有</th><th>問題なし</th><th>所見有</th><th>疑い</th><th>問題なし</th><th>所見有</th><th>疑い</th><th>問題なし</th><th>所見有</th><th>疑い</th><th>問題なし</th><th>所見有</th></tr><tr><td>4</td><td>1, 466</td><td>1, 680</td><td>3, 095</td><td>45</td><td>6</td><td>2, 695</td><td>96</td><td>355</td><td>3, 097</td><td>15</td><td>34</td><td>2, 446</td><td>700</td></tr><tr><td>5</td><td>1, 577</td><td>1, 556</td><td>3, 081</td><td>40</td><td>12</td><td>2, 617</td><td>89</td><td>427</td><td>3, 094</td><td>7</td><td>32</td><td>2, 422</td><td>711</td></tr><tr><td>6</td><td>1, 703</td><td>1, 797</td><td>3, 456</td><td>36</td><td>8</td><td>2, 982</td><td>74</td><td>444</td><td>3, 451</td><td>15</td><td>34</td><td>2, 850</td><td>650</td></tr></table>									区分 年度	前眼部所見		眼底所見											白内障		糖尿病網膜症			緑内障			加齢黄斑変性			動脈硬化性変化		問題なし	所見有	問題なし	所見有	疑い	問題なし	所見有	疑い	問題なし	所見有	疑い	問題なし	所見有	4	1, 466	1, 680	3, 095	45	6	2, 695	96	355	3, 097	15	34	2, 446	700	5	1, 577	1, 556	3, 081	40	12	2, 617	89	427	3, 094	7	32	2, 422	711	6	1, 703	1, 797	3, 456	36	8	2, 982	74	444	3, 451	15	34	2, 850	650
区分 年度	前眼部所見		眼底所見																																																																																							
	白内障		糖尿病網膜症			緑内障				加齢黄斑変性			動脈硬化性変化																																																																													
	問題なし	所見有	問題なし	所見有	疑い	問題なし	所見有	疑い	問題なし	所見有	疑い	問題なし	所見有																																																																													
4	1, 466	1, 680	3, 095	45	6	2, 695	96	355	3, 097	15	34	2, 446	700																																																																													
5	1, 577	1, 556	3, 081	40	12	2, 617	89	427	3, 094	7	32	2, 422	711																																																																													
6	1, 703	1, 797	3, 456	36	8	2, 982	74	444	3, 451	15	34	2, 850	650																																																																													
※ 白内障の所見有は、右眼か左眼のどちらかに所見がある件数																																																																																										

16 糖尿病対策		所管課	3 すべての人に 健康と福祉を 
		こころとからだの健康づくり課、 データヘルス推進課	
根拠法令等	健康日本21（第三次）、健康増進法、健康あだち21（第三次）行動計画、 足立区糖尿病対策アクションプラン		
目 的 平成25年度に策定した健康あだち21（第二次）行動計画では、区民の健康状態の中で顕著な課題である糖尿病対策に重点をおき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、全庁を挙げて対策を進めてきた。令和6年度からは、健康あだち21（第三次）行動計画（令和5年度改定）のもと、庁内外の関係機関と連携し「住んでいるだけで自ずと健康になれるまち」づくりに取り組んでいる。			
事業内容 ア 野菜を食べやすい環境づくり 「あだちベジタベライフ～そうだ、野菜を食べよう～」をスローガンに、健康を意識しなくても、自ずと野菜の摂取量が確保・増加するような「野菜を食べやすい環境づくり」を目指した取り組みを進めている。 （ア）あだちベジタベライフ協力店 あだちベジタベライフ「野菜から食べる・野菜を食べる」の普及啓発を行う店舗をあだちベジタベライフ協力店として登録している。 （イ）北足立市場まつり 【連携機関：東京都北足立市場及び北足立市場協会】 （ウ）啓発・イベントの実施 （エ）食習慣調査 平成25年から、毎年20～59歳の区民1,000人に対し、簡易型自記式食事歴法質問票（BDHQ）を用いて実施している。 （オ）健康応援部会 健康に関心がない人でも足立区に住んでいれば自ずと健康になれるよう、野菜が食べやすくなる環境づくり及び働き世代の健康づくりを民間企業・団体と協力しながら進めている。 イ 子ども・家庭の良い生活習慣の定着 幼少期から良い生活習慣が身につくよう、子ども、保護者などそれぞれの年代に合わせた方法で、継続した啓発を行っている。 （ア）保護者向け血糖測定 乳幼児健康診査等で糖尿病予防を啓発するため指先穿刺による簡易血糖検査やヘモグロビンA1c測定を実施している。 （イ）おいしい給食・子どもの健康部会 子どもに関わる関係機関と、子どもの健康の現状について課題や情報を共有している。 ウ 働き世代の健康づくり （ア）元気な職場づくり応援事業（健康経営） 支援事業所の健康課題解決に向けて、区の保健師や栄養士等が最長3年間の支援を実施している。 （イ）健康応援部会【再掲】 エ 糖尿病の重症化予防 糖尿病が重症化し、様々な合併症により生活が著しく制限されてしまう区民を減らすため、重症化予防の取り組みを実施している。 （ア）40歳前の健康づくり健診における保健・栄養指導 血糖結果判定が要指導の者へ栄養指導を、要受診の者へ保健指導を実施している。			

- (イ) 重症化予防部会
平成25年度から医師会、歯科医師会、薬剤師会の代表者で開催
- (ウ) 三師会連携マニュアル・医科歯科連携チケットの活用
令和6年度に改訂した医師会・歯科医師会・薬剤師会の連携マニュアルや、医科歯科連携チケットの活用を進めている。
- (エ) 管理栄養士による糖尿病重症化予防栄養指導
重症化を予防するために、栄養指導を受ける機会のない区民を対象にした栄養相談、個別訪問指導を実施している。
- (オ) 糖尿病重症化予防栄養指導学習会
患者の病態にあった効果的な栄養指導ができるように、病院栄養士や地域の栄養士を対象に講演会や事例検討会を実施している。
- (カ) 健康増進教室
妊婦健診結果等を元に、将来糖尿病を発症する可能性の高い若年者に対し、健康教育を実施している。

オ 歯科口腔保健対策

「野菜を食べる」「食事をよく噛んで食べる」ためには、「歯と歯肉の健康」を保つことが重要である。乳幼児期から、「歯みがき」や「歯によいおやつ」等のよい生活習慣が根づくよう、関係機関、区の庁内組織と連携・協働し、子ども施策を重点に対策を進めている。

- (ア) 4～6歳のあだちっ子歯科健診の実施
子ども家庭部、足立区歯科医師会、各保育施設・幼稚園等と連携し、統一的な歯科健診を実施している。
- (イ) 「よく噛んで食べる習慣づくり」の取り組みの実施
- (ウ) 歯周病と糖尿病に関する啓発

カ おいしい給食・食育対策

令和6年4月からは健康あだち21（第三次）行動計画に「足立区糖尿病対策アクションプラン」「歯科口腔保健対策編」「おいしい給食・食育対策編」を一本化し、住んでいるだけで自ずと健康になれるまちを目指し、全庁を挙げて対策を進めている。

凝った料理を覚えるよりも、簡単であってもバランスのとれた食生活を可能とする実践力＝「あだち 食のスタンダード」の定着を推進する。

- (ア) 足立区糖尿病対策アクションプラン2 おいしい給食・子どもの健康部会は、食育月間イベントの企画、あだち食のスタンダードの推進等を目的として、開催している。
- (イ) あだち 食のスタンダード定着に向け、庁内栄養士ネットワーク連絡会及びおいしい給食・食育ネットワーク交流会を実施している。

開始時期

平成25年度

実績表

ア 野菜を食べやすい環境づくり

■あだちベジタベライフ協力店

年度	店舗数
4	827
5	908
6	971

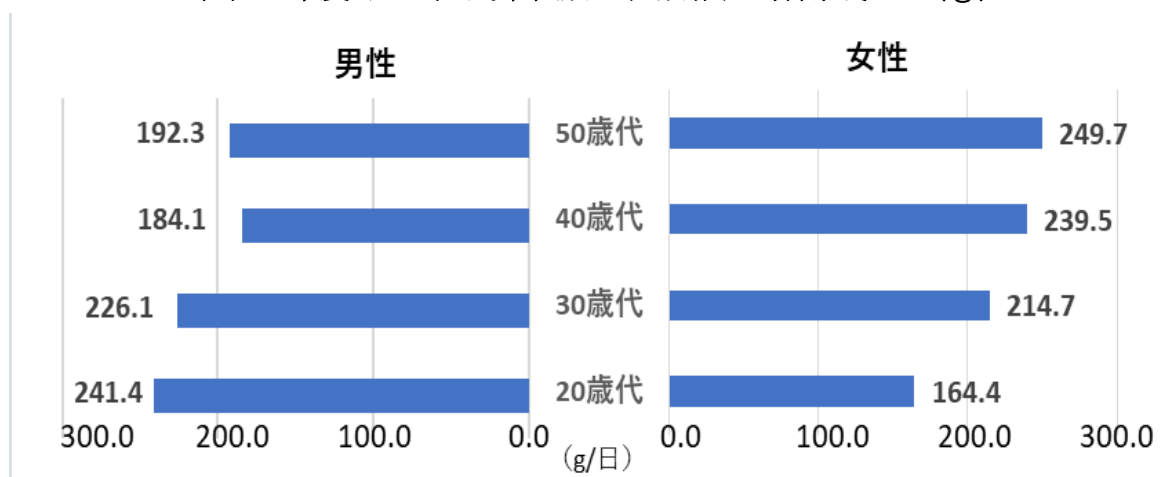
■啓発・イベントの実施
令和6年度

啓発	内容	実施場所（イベント名）	参加数等
早うま簡単ベジレシピの掲載	足立区オリジナルのベジタベレシピの作成及び掲載	足立区公式ホームページ（3月末）	27レシピ
糖尿病月間イベント	プレゼント企画 「ベジ+ちょこ活で健康に！」	足立区オンライン申請システム等への応募	595名
	測定会の実施 （推定野菜摂取量・体組成測定）	元気な職場づくり応援事業支援事業所、エル・ソフィア、ギャラクシティ、区役所アトリウム等	1,043名
	「ウォーキングチャレンジ」や健康器具がある公園を紹介	リーフレット、Aメール	—

■食習慣調査

年度	推定野菜摂取量（g）
4	233
5	217
6	213

令和6年度 足立区民年代別・性別推定野菜摂取量（g）



「簡易型自記式食事歴法質問票（BDHQ）による食習慣調査」

期間：令和6年11月1日～令和6年11月30日

対象：20歳以上60歳未満の男女1,000人

有効回答者数：408人

イ 子ども・家庭の良い生活習慣の定着

■乳幼児健診（中央本町地域・保健総合支援課、保健センター）等での血糖測定結果

年度	ヘモグロビンA1c 測定人数	ヘモグロビンA1c 値（％）		随時血糖 測定人数
		5.6～6.4％ 人 数 ※1	6.5％以上 人数 ※2	
5	887	201 (22.7%)	4 (0.5%)	1,855
6	831	179 (21.5%)	6 (0.7%)	2,065

※1 要指導・要経過観察レベル

※2 糖尿病が強く疑われるレベル

ウ 働き世代の健康づくり

■元気な職場づくり応援事業（健康経営）

年度	支援事業所数（延べ数）
4	10
5	13
6	16

エ 重症化予防対策

■重症化予防部会 3回実施

■40歳前の健康づくり健診における糖尿病重症化予防のための保健・栄養指導
（令和7年4月30日現在）

年度	受診者 （人）	栄養指導 （ヘモグロビンA1c 5.6～6.4％の人数）	保健指導 （ヘモグロビンA1c 6.5％以上の人数）	2ヵ月後 フォロー数 （人）
5	1,604	390	11	396
6	1,730*	433	15	438

※ ヘモグロビンA1c 検査受診者数は1,729

■管理栄養士による糖尿病重症化予防栄養相談

年度	栄養相談	個別訪問
4	-	-
5	-	-
6	-	-

※ 出張型栄養相談も含む

■糖尿病重症化予防栄養指導学習会

区分 年度	講演会		事例検討会	
	日時	参加者数	日時	参加者数
4	2月3日	30	2月28日	21
5	9月4日	26	2月15日	29
6	9月17日	16	2月12日	40

※ 令和6年度第2回目は、会場とオンデマンド配信で実施した。

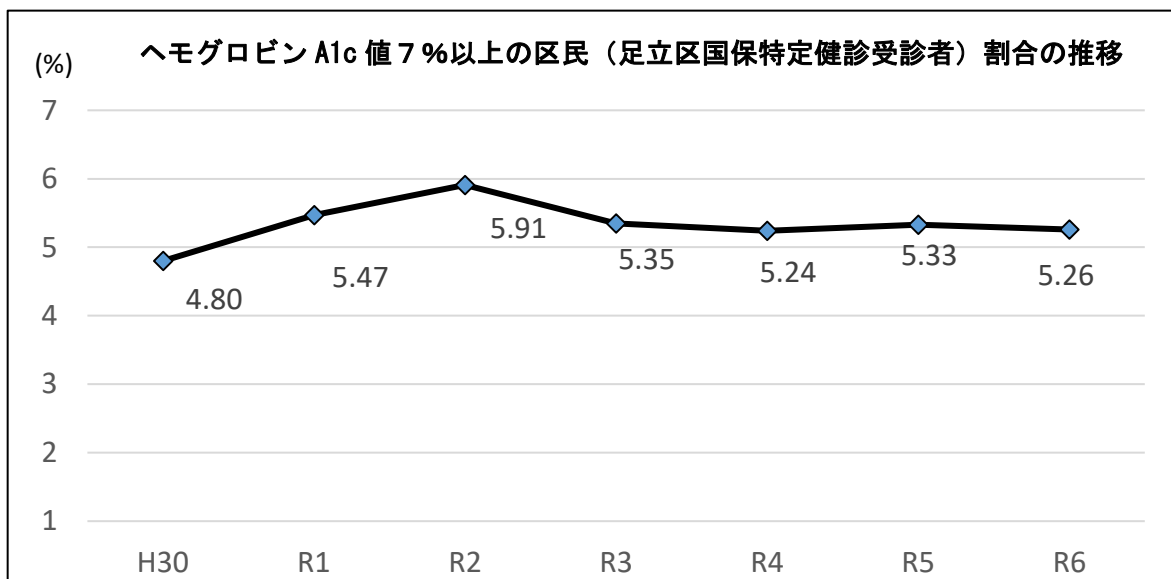
■健康増進教室

年度 \ 区分		回数	延べ人数	テーマ
6年度		14	93	
内訳	中央本町	4	27	赤ちゃんが教えてくれた糖尿病予備群の方へ
	竹の塚	2	20	赤ちゃんが教えてくれた糖尿病予備群の方へ
	江北	3	14	赤ちゃんが教えてくれた糖尿病予備群の方へ※
	千住	2	11	赤ちゃんが教えてくれた糖尿病予備群の方へ
	東部	3	21	赤ちゃんが教えてくれた糖尿病予備群の方へ

※ 江北：新型コロナウイルス感染症の影響による移行事業として、個別指導事業も実施（3回延べ11人）

■合併症管理が必要となる者の割合

（足立区国保40～74歳の特定健診受診者のうちヘモグロビンA1c値7%以上の者の割合）



オ 歯科口腔保健対策

■よい姿勢でよく噛んで食べることの啓発

「ゲー・ペタ・ピン・カムカム」ポスター・リーフレットを配付し、子どもの頃から「よい姿勢でよく噛んで食べる習慣づくり」に取り組んでいる。

■医科歯科連携（歯周病と糖尿病の関係について啓発）

成人歯科健診再勧奨リーフレットに掲載 令和6年度発送件数 34,653通

17食育推進

所管課

こころとからだの健康づくり課

3

すべての人に健康と福祉を

根拠法令等

食育基本法、食育推進基本計画、健康増進法、健康増進施行規則
足立区健康増進法施行細則、足立区食育基本計画、足立区糖尿病対策アクションプラン
保健栄養指導実施要綱、あだち食の健康応援店普及啓発事業実施要綱
健康的な生活習慣づくり重点化事業費（国）、健康づくり活動推進事業費（都）

目的

「食」をめぐる状況の改善を図るため、平成19年3月に足立区食育推進計画を策定した。平成29年3月には、従来の「足立区食育推進計画」と「おいしい給食推進事業」を一本化した、足立区糖尿病対策アクションプラン「おいしい給食・食育対策編」を策定し、野菜摂取が当然な地域社会の実現を通して、子どもに重点を置きつつ全区民の望ましい食習慣の定着と健康増進を図り、ひいては健康寿命の延伸をめざす。

事業内容

ア 全庁的な食育イベント

平成19年度から関係部署、地域の関係団体等と連携し、食育イベントを実施している。平成25年度からは、6月の食育月間に月間スペシャルメニューをはじめ、若い世代や親子向けに野菜への関心を高める啓発に重点を置いてイベントや体験教室を実施している。

イ 地域や関係機関と協働での取り組み

地域の関係機関や企業、スーパー・コンビニ、飲食店等と連携し、「ちょい増し」野菜をテーマに取り組んできた。令和6年度からは、幅広い世代に野菜をとることへの負担感を減らす取り組み「らくして♪たのしく♪『楽ベジ』」をテーマに事業を展開させている。

実績表

■全庁的な食育月間イベント

年度	参加者数	テーマ	実施内容
4	2,757	R5 までは「ちょい増し」 R6 からは「らくして♪たのしく♪楽ベジ」	作ってみたいベジレシピに投票しよう、オンライン講座「楽ベジクッキング」視聴等
5	2,431		
6	2,139		

■地域や関係機関と協働での取り組み

年度	学童保育室栄養教室	高校生への食育啓発	歯と口から考える食育	区民まつり等出展
4	24回 995名	7校 1,518名	493名	—
5	32回 1,064名	8校 1,362名	499名	—
6	41回 1,869名	9校 2,056名	954名	1,142名

年度	あだち食の健康応援店事業（3月末）	Aメール配信（3月末） 簡単レシピの配信	おいしい給食・食育ネットワーク交流会
4	100店舗	登録者約 13,100名 年間36回配信	—
5	95店舗	登録者約 13,170名 年間37回配信	152名
6	94店舗	登録者約 12,708名 年間40回配信	150名

18

地域健康づくり推進事業

所管課

こころとからだの健康づくり課

3

すべての人に健康と福祉を



根拠法令等

健康日本21（第三次）、健康増進法、東京都健康推進プラン21（第三次）、健康あだち21（第三次）行動計画、足立区地域健康づくり推進事業実施要綱
足立区子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業実施要綱

目 的

区民の地域における自主的な健康づくり活動を促すと共に、これを支援する事業を実施することで足立区民の健康状態を向上し、区民の健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目指す。

事業内容

ア 健康づくり推進員

区民の地域における自主的な健康づくり活動を支援するとともに、健康づくり活動を地域に密着・浸透させていくために、健康づくり推進員制度を設置している。住区運営委員長の推薦により選出された住区健康づくり推進員と、中央本町地域・保健総合支援課長及び各保健センター長の推薦により選出された保健所健康づくり推進員が活躍している。
足立区の健康情報等共有のため研修会を年2回開催している。

イ 地域健康づくり連絡会

中央本町地域・保健総合支援課及び各保健センター毎に健康づくり推進員・自主グループの代表者・町会関係者等により、健康な地域づくりをめざして「地域健康づくり連絡会」を開催している。各所の地域特性に応じたテーマを掲げ、活動発表や意見交換を交えた交流会・学習会等を行い、地域健康づくりのネットワークの構築を進めている。

ウ 住区健康学習事業・健康相談

住区センター運営委員会、健康推進部、健康づくり推進員などと協働で企画、運営を行っている。

エ 子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業

18歳未満の子どもと同居する保護者、もしくは妊婦およびそのパートナーを対象に、健康保険が適用される禁煙治療の自己負担分を助成する。

開始時期

足立区は従前より自主グループによる健康な地域づくりに取り組んできた。平成3年には中央本町保健相談所で自主グループ同士の活動の交流の場として、健康学習・交流会が始まった。さらに平成4年からは住区センターを拠点に、住民と協働して住区健康フェスティバルや住区健康学習を開始し、地域の健康づくり活動のリーダーが現在の推進員の母体となった。
足立区健康づくり推進員は、健康づくり活動を地域に浸透させることを目的として、平成8年に設置された。

実績表

ア 健康づくり推進員

■健康づくり推進員数（令和6年4月末現在）

年度	区分	健康づくり推進員	
		住区	保健所
4		235	26
5		220	25
6		201	22

■保健センター健康づくり推進員の活動状況

保健センター		回数	延参加人数	内 容
6年度		42	287	
内 訳	中央本町	7	21	地域健康づくり連絡会「はつらつ会」、交流会の企画運営、糖尿病予防・下肢運動の普及啓発等
	竹 の 塚	10	77	地域健康づくり連絡会の企画・運営、地域イベント等における野菜摂取の啓発
	江 北	7	40	地域健康づくり連絡会・ふれあいの会の企画・運営についての検討・コンパクトな転倒予防体操作成等
	千 住	5	71	住区健康づくり推進員と連携した地域健康づくり連絡会の企画運営、サーキットトレーニング普及等
	東 部	13	78	地域健康づくり連絡会の企画・運営、若い世代からの健康づくりの普及啓発

■推進員研修実施状況

	内 容	参加者
6月	つながる、広がる 自ずと健康になれるまちづくり ～「健康あだち21（第三次）行動計画」の目指すビジョン～ 衛生管理課長	健康づくり推進員
11月 東京科学 大学共催	イチロー・カワチ教授講演会「子どもと家族の健康と幸福」 ・ 足立区の格差対策について（衛生部長） ・ 講演「子どもと家族の健康と幸福」 （ハーバード公衆衛生大学院 イチロー・カワチ教授） ・ パネルディスカッション	健康づくり推進員 関係機関職員

イ 地域健康づくり連絡会

■地域健康づくり連絡会実施状況

保健センター		回数	参加人数	内 容（テーマ）
6年度		18	712	
内 訳	中央本町	4	166	「生活習慣の質を上げ、健康寿命を延ばそう～みんなで進める糖尿病予防～」を目指し、目標を決め交流しながら活動を推進
	竹 の 塚	3	132	「誰もがいきいきと健康で暮らせる地域づくり」を目指し、竹の塚地域のウォーキングマップを作成
	江 北	4	143	「地域に根ざした健康情報を全世代へ発信しよう！」をテーマに、塩味の体験実習、情報交換や講演「コンパクトな転倒予防体操の講評」「健康チェック機器体験教室」等を実施
	千 住	3	91	「健康と長寿のまちづくり」をテーマに千住地域の健康づくり活動及び体制づくりについて検討
	東 部	4	180	「改めて生活習慣を見直そう」のテーマのもと、講演「生活習慣を見直して健康寿命を延ばそう！」、測定会、情報交換会等を実施

ウ 住区健康学習事業・健康相談

■住区健康学習事業

年度	開催回数	参加者数
4	252	3,209
5	279	5,039
6	275	4,410

エ 子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業

■子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業
（令和7年3月末現在）

登録年度	登録者	治療終了者数
4	51	8
5	52	6
6	36	4

※ 令和3年7月より禁煙治療内服薬が出荷停止中

19 栄養指導 (1) 保健栄養事業		所管課 こころとからだの健康づくり課	3 すべての人に健康と福祉を
根拠法令等	健康増進法、健康増進法施行規則 足立区健康増進法施行細則、足立区糖尿病対策アクションプラン、保健栄養指導実施要綱、食育サポーター事業実施要綱 健康増進対策事業費補助金		
目 的 疾病を予防し健康な生活を営むために、出生前から生涯を通じて、家庭・地域・職域（特定給食）にいたるまで幅広い栄養指導を行い、望ましい食生活を習慣づける。 区民一人ひとりがより良い食習慣を身につけられるように、食生活の改善等に向けた正しい知識の普及、糖尿病予防および重症化予防等健康状態に合わせた栄養管理の推進等を行う。			
事業内容 ア 1歳ごろの栄養教室 平成23年度から離乳食から幼児食への移行期の1歳前後の親子を対象に体の発達、食事のリズム、1食の目安量など食生活の基本を伝える教室として実施している。 イ 食生活講演会 平成19年度から区民の健康保持増進のために「食育月間」「食生活改善普及運動月間」等に合わせ、毎日の生活の中で健康づくりを実践できるよう食生活の最新情報を提供する講演会として実施している。 ウ 幼稚園等保護者向け出張栄養教室 食生活の改善と家族の健康づくりの推進のために、平成26年度から幼稚園や保育園等の保護者を対象に施設に出向いて食事のバランスや適量、野菜摂取等を伝えている。 エ 幼稚園児向け出張栄養教室 野菜を好きになるきっかけづくりとなるように、平成26年度から幼稚園に出向いて野菜を中心とした食事の話やクイズ等を行う5歳児向けの体験型栄養教室として実施している。 オ 食生活相談 食習慣を確認しながら肥満、糖尿病などの生活習慣病を予防・改善するために予約制で食事の相談を実施している。 カ 食育サポーター事業 食育サポーターは養成講習会を受講後、ボランティア登録し、地域で開催する食育体験教室や健康教育を通して食の大切さを伝える活動を行っている。 キ 食育サポーター養成講座 食育サポーターが活動する際に必要な食生活を主とした健康づくり等の知識を習得するための養成講座として平成24年度から開催している。 ク 食生活に関する地域健康教育 学童保育室を対象とした調理体験教室、小・中学校の保護者を対象にした健康教室、連携事業として自主グループや地域団体への食生活講習会等を実施している。			

実 績 表

■教室・講習会実施状況

分 年度	区	1歳ごろの栄養教室		幼児食相談会※	食生活講演会	
		教室数	受講者数	参加人数	講演会数	受講者数
4		14	76	39	2	34
5		28	153	—	2	53
6		27	201	—	2	760
内 訳	中央本町	7	44	—	1	22
	竹の塚	7	72	—	・	・
	江北	3	19	—	・	・
	千住	6	48	—	1	738
	東部	4	18	—	・	・

※ 令和3年から令和4年度9月までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため教室は中止し、「1歳ごろの栄養教室」に代わり、予約制の「幼児食相談会」を実施した。

※ 令和6年度の食生活講演会のうち1回は動画配信形式で実施した。

■出張栄養教室

年度	区分	保護者向け		幼稚園児向け	
		教室数	受講者数	教室数	受講者数
4		2	42	13	586
5		7	72	23	679
6		5	44	16	546
	中央本町	1	10	3	106
	竹の塚	1	12	5	114
	江北	1	11	3	63
	千住	—	—	2	45
	東部	2	11	3	218

■食育サポーター地域活動実施状況

年度	活動回数	サポーター数	交流会	活動打ち合わせ会		食育活動 (再掲)
		(延人数)		回数	参加人数	
4	21	42	39 (2回)	1	2	21回
5	47	59	30 (2回)	0	0	47回
6	50	75	28 (2回)	0	0	50回

■食育サポーター養成講座

日時		内容
令和7年 2月26日(水) 受講者49名	午後	オリエンテーション
		足立区の現状・健康づくり・食育活動
		「健康なからだづくりのための食育とは」 講師：新渡戸文化短期大学 堀 理佐氏
		グループワーク 他

※ 更新登録予定者で未受講者については、別日に開催した(3月3日、10名)。

■地域健康教育実施状況

年度 \ 区分		総数		乳幼児～学齢・思春期		青壮年・高齢期	
		回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
4		44	2,252	28	1,759	16	493
5		85	2,610	57	2,063	28	547
6		89	3,968	66	3,591	23	377
内 訳	中央本町	17	1,085	16	1,082	1	3
	竹 の 塚	17	716	14	655	3	61
	江 北	15	761	13	719	2	42
	千 住	13	672	9	626	4	46
	東 部	27	734	14	509	13	225

19 栄養指導		所管課	3 すべての人に健康と福祉を 
(2)食環境整備		こころとからだの健康づくり課 中央本町地域・保健総合支援課	
根拠法令等	健康増進法、健康増進法施行規則、食育基本法、健康日本21、食品表示法、足立区健康増進法施行細則、足立区食育推進計画、健康あだち21（第三次）行動計画、足立区食品表示法施行細則、あだち食の健康応援店普及啓発事業実施要綱、特定給食施設指導実施要綱、健康増進対策事業費補助金		
目的 地域で支え、健康を守るために、地域の様々な団体との連携により、食を通した健康づくりを推進している。 自発的に健康づくりに取り組む地区組織の支援、給食施設の実態把握及び管理者に対する啓発・指導、食品の表示に関する普及啓発等、食を通した環境の整備を行う。			
事業内容 ア 食生活改善のための地区組織育成 (ア) 足立フリー栄養士会 平成6年に発足した地域の在宅栄養士で構成している自主組織で、栄養士の資格を活かし、住区センターやヘルパー対象の研修会、災害時の食支援、資質向上のための学習活動、自主研究を行う。 (イ) 給食研究会 昭和42年度から社会福祉施設、児童福祉施設、病院、事業所等の給食施設管理者や給食担当者が組織されている自主組織で、情報交換や学習活動を通して連携を図り、質の向上に努めている。 イ あだち食の健康応援店事業 平成24年1月から身近な地域から食生活を応援する店舗として、健康をサポートするメニューの提供や食育体験教室の開催、食に関する情報を伝えるなど地域で健康づくりをサポートしている。 ウ 地域栄養相談 足立区栄養士の会や在宅栄養士等と連携し、栄養士のいない区内医療機関に対し、平成16年度から糖尿病や脂質異常症等の栄養相談の支援を行う。 エ 給食施設の把握 区内の特定の多数人に継続的に食事を提供している保育園、学校、事業所、病院、社会福祉施設等の給食施設の状況を把握し、年1回の東京都への施設数報告を行うほか、各施設の開始、廃止、変更、休止等の届出処理を行う。 オ 給食施設指導 年に2回提出される栄養管理報告書の結果及び給食施設調査の状況によって、巡回指導、施設への助言等を行う。 カ 給食技術者講習会 各給食施設の給食内容の資質向上が図れるよう毎年課題を明確にし、給食管理者及び給食担当者、その他給食関係者が効率的な給食運営ができるよう施設を対象に開催している。 キ 食品の栄養表示指導 加工食品の栄養成分表示の義務化による表示に関する事業者や区民からの相談、虚偽誇大表示の指導、特別用途食品・特定保健用食品の相談等の窓口として対応している。			

実績表

■地区組織の育成状況

年度	区分	足立フリー栄養士会	給食研究会
		活動延人数	活動延人数
4		103	62
5		110	57
6		131	82

■あだち食の健康応援店事業実施状況

年度	区分	応援店数	栄養情報・食育推進等支援
4		100	421 件
5		95	380 件
6		94	257 件

■給食施設数

区分			施設総数	管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいない施設
				施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	
6 年度			558	125	219	90	188	148	118	197	225
特定給食及びその他の給食施設	学校	公立	101	37	37	0	0	0	3	3	61
		その他	10	1	1	1	3	2	3	3	5
	病院		57	25	74	31	97	56	0	0	1
	介護老人保健施設		12	7	24	5	9	7	0	0	0
	介護医療院		2	2	3	0	0	0	0	0	0
	老人福祉施設		56	16	28	13	21	21	5	5	22
	児童福祉施設		164	17	25	30	45	48	74	149	43
	社会福祉施設		23	4	5	2	3	2	5	6	12
	事業所		26	0	0	0	0	0	3	3	23
	寄宿舍		7	1	2	1	1	1	2	2	3
	一般給食センター		1	0	0	0	0	0	0	0	1
	その他		99	15	20	7	9	11	23	26	54

※ 管理栄養士または栄養士数は常勤職員に限る

■特定給食施設指導状況

年度	区分	巡回、助言指導 各種報告等	技術者講習会	地域栄養士講習会
4		2,385 件	2 回 45 人	1 回 28 人
5		2,337 件	2 回 124 人	1 回 70 人
6		2,209 件	2 回 155 人	1 回 65 人

※ 令和6年度の各種講習会はオンデマンド配信での開催とした。

■技術者講習会内容

令和6年度 <テーマ：給食管理支援／偏食・摂食指導>

実施日	内容
8月1日（木）～ 22日（木） 【動画配信】	おいしさに関わる二次的要因 ～情報・食器・盛り付け～ 女子栄養大学短期大学部食物栄養学科 教授 豊満 美峰子氏
8月27日（火） 【会場】 9月10日（火） ～24日（火） 【動画配信】	発達心理学から見る子どもたちの食行動 早稲田大学人間科学学術院 教授 外山 紀子氏

■食品関係業者相談等件数

区分 年度	特別用途食品等の 相談	栄養成分表示基準の 相談、助言
4	—	60件
5	—	23件
6	—	39件

19 栄養指導 (3)国民健康・栄養調査		所管課 中央本町地域・保健総合支援課、 各保健センター	3 すべての人に 健康と福祉を 										
根拠法令等	健康増進法、健康増進法施行規則、足立区健康増進法施行細則、国民健康・栄養調査実施細目												
目 的 国民の健康状態と栄養摂取状況及び経済負担との関係を明らかにし、健康増進施策の基礎資料を得るための調査として行っている。													
事業内容 国が無作為に抽出した全国300地区内の全世帯及び全世帯員を対象に実施													
実績表 ■国民健康・栄養調査													
<table><tr><th>年度</th><th>調査対象世帯</th><th>調査項目と実施時期</th></tr><tr><td>4</td><td>千住大川町 18 世帯 東和 5 丁目 17 世帯</td><td rowspan="3">身体状況・生活習慣・栄養摂取状況調査 血液検査・歩数調査 11 月中旬 結果通知は、翌年 1 月頃</td></tr><tr><td>5</td><td>千住柳原 24 世帯 千住仲町 28 世帯</td></tr><tr><td>6</td><td>-</td></tr></table>				年度	調査対象世帯	調査項目と実施時期	4	千住大川町 18 世帯 東和 5 丁目 17 世帯	身体状況・生活習慣・栄養摂取状況調査 血液検査・歩数調査 11 月中旬 結果通知は、翌年 1 月頃	5	千住柳原 24 世帯 千住仲町 28 世帯	6	-
年度	調査対象世帯	調査項目と実施時期											
4	千住大川町 18 世帯 東和 5 丁目 17 世帯	身体状況・生活習慣・栄養摂取状況調査 血液検査・歩数調査 11 月中旬 結果通知は、翌年 1 月頃											
5	千住柳原 24 世帯 千住仲町 28 世帯												
6	-												
※ 令和6年度は該当地区なしのため実施せず													

20 歯科保健 (1) 歯科保健推進事業		所管課	3 すべての人に 健康と福祉を 
		データヘルス推進課、中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター	
根拠法令等	歯科口腔保健法、足立区歯科口腔保健推進条例、健康あだち21（第三次）行動計画・足立区糖尿病対策アクションプラン2、足立区歯科口腔保健推進計画、足立区歯科保健活動事業実施要綱、あだちっ子・いい歯推進園表彰事業実施要綱		
目 的 「健康あだち21（第三次）行動計画・足立区糖尿病対策アクションプラン2」及び「足立区歯科口腔保健推進計画」に基づき、乳幼児から高齢者までライフコースに沿った歯科健診・相談・健康教育を展開し、歯の健康やよく噛んで食べる習慣づくりを推進している。			
事業内容 ア 妊婦歯科健診 平成10年度から、妊娠中の口腔保健の維持向上を目的に歯科健診及び相談・歯科保健指導を実施し、平成28年度で終了した。平成29年度からは、区内指定歯科医療機関で通年受診できる「妊婦歯科健診」を開始している。※ 実績は（2）歯周病予防事業 ア 成人歯科健診に計上 イ 親子はじめて歯科健診（こんにち歯ひろば） 平成17年度から、乳歯の萌出時期である1歳前後（9か月～1歳2か月）の子どもと保護者を対象に、歯みがきのはじめ方や食べる機能、甘味習慣についての歯科相談および指導を実施している。平成26年度に、歯科医師による親子歯科相談を「親子はじめて歯科健診」に変更し、歯科受診の機会が少ない保護者の歯・口の健康増進を図っている。令和2年度からは、グループ学習から個別指導に切り替え、保護者の相談等にきめ細かく対応している。 ウ 乳幼児歯科相談（歯っぴいパーク） 平成20年度から、主に2歳児と保護者を対象に、むし歯予防や歯の健康づくりが楽しくできるよう、生活習慣・食習慣の振り返り、歯みがきに関する歯科保健指導を実施している。 エ あだちっ子・いい歯推進園表彰事業 平成27年度から、「0～15歳の歯科口腔保健対策」を進めるため、「あだちっ子歯科健診（4～6歳）」「規則正しい食習慣・歯みがき習慣づくり」等に積極的に取り組んでいる幼稚園および保育施設を募集し、優れた取り組みを表彰するとともに、広く区民等に紹介している。 オ 歯みがき推進支援事業 平成27年度から、幼稚園・保育施設・小学校等と連携し、「給食後の歯みがき」や「仕上げみがき」等、子どもの歯みがき習慣づくりの取り組みを支援している。 カ 6歳児フッ化物塗布事業 令和5年度から、6歳（年長児）を対象に区内指定歯科医療機関で「フッ素塗布」が1回受けられる無料券を配付し、健全な6歳臼歯の育成ならびに歯科医院での定期管理を推進している。 キ 6歳臼歯健康教室 平成24年度から、最初に生える永久歯の奥歯「6歳臼歯（第一大臼歯）」をテーマに、関係所管および幼稚園・保育施設・小学校と連携し、年長児・小学校1年生とその保護者を対象にした歯の健康教室「ハ(歯)ロー！6ちゃんクラス」を実施している。 ク こきざみの技・体験教室 令和4年度から、小学校5年生と中学校1年生を対象に、歯ブラシをこきざみに動かす技を習得し、自らの力で「12歳臼歯（第二大臼歯）」と「歯肉」を守る方法について学ぶ、体験型の歯科健康教室を実施している。			

ケ 地域における歯科健康教育

保健センターや住区センター等を拠点に活動している母子、成人、高齢者のグループ、また幼稚園・保育施設や学校、福祉施設等において、歯科保健に関する健康学習を実施している。

コ 歯と口の健康づくりグループ支援

保健センターを活動の拠点としている「歯と口の健康づくりグループ」の地域での健康づくり活動を支援している。

サ 「いい歯ね☆あだち」（歯と口の健康づくりグループの集合体）の活動支援

各グループから選出された代表による世話人会の開催、「歯の健康」や「よく噛んで食べることの大切さ」、「あだち☆ちゅうりっぷ体操」の啓発など、様々な活動を支援している。

シ 「歯と口の健康づくりスキルアップ研修会」及び「いい歯推進ネットワーク連絡会」

区内の幼稚園、保育施設、小・中学校、各関係機関の職員等を対象に、歯科保健課題の共有化を図るとともに、効果的な歯・口の健康対策を検討している。

ス 「スマイルアップ あだち☆ちゅうりっぷ体操」普及啓発事業

口腔機能維持向上や表情筋ストレッチを目的に「スマイルアップ あだち☆ちゅうりっぷ体操」の啓発を行っている。平成30年度からは、高齢者を対象にオーラルフレイル予防のための「あだち☆ちゅうりっぷ体操教室」を実施している。

セ 「よく噛んで食べる習慣づくり」の普及啓発

「正しい姿勢でよく噛んで食べること」を啓発するポスターや、チラシ・体験カードの配付等を行っている。

※ 詳細は「16 糖尿病対策」に記載

実 績 表

■親子はじめて歯科健診（こんにち歯ひろば）実績

年度	区分	実施回数	人員	乳幼児	保護者	
					参加数	歯科健診受診数
4		122	4,641	2,284	2,357	1,459
5		122	4,536	2,148	2,388	1,398
6		123	4,258	1,985	2,273	1,223
内 訳	中央本町	25	711	332	379	221
	竹の塚	31	1,366	641	725	408
	江北	23	722	332	390	203
	千住	19	522	247	275	124
	東部	25	937	433	504	267

■親子はじめて歯科健診 歯科健診実績

区分 年度		実施 回数	実施 人員	むし 歯の ない 者	むし歯のある者			歯周疾患				歯石 沈着
					治療完 了の者	要治療 の者	計	要指導		要治療		
4		122	1,459	143	904	412	1,316	392	26.9%	40	2.7%	701
5		122	1,398	145	827	426	1,253	345	24.7%	43	3.1%	661
6		123	1,223	184	694	345	1,039	316	25.8%	42	3.4%	548
内 訳	中央本町	25	221	38	121	62	183	58	26.2%	2	0.9%	99
	竹の塚	31	408	62	239	107	346	104	25.5%	3	0.7%	166
	江 北	23	203	37	99	67	166	45	22.2%	21	10.3%	109
	千 住	19	124	16	85	23	108	34	27.4%	4	3.2%	54
	東 部	25	267	31	150	86	236	75	28.1%	12	4.5%	120

■乳幼児歯科相談（歯っぴいパーク）

年度		区分	回数	人員	幼児	保護者
4			66	1,065	519	546
5			66	897	438	459
6			66	865	412	453
内 訳	中央本町		12	150	71	79
	竹 の 塚		18	203	98	105
	江 北		12	132	62	70
	千 住		12	184	88	96
	東 部		12	196	93	103

■あだちっ子・いい歯推進園表彰事業

年度	対象施設	応募施設 総数	応募施設内訳				
			私立幼稚園・ 認定こども園	区立保育園・ 認定こども園	公設民営園	私立保育園	認証保育所
4	219 園	65 園	7 園	28 園	5 園	24 園	1 園
5	220 園	79 園	10 園	30 園	5 園	33 園	1 園
6	214 園	101 園	16 園	30 園	8 園	46 園	1 園
表彰園 (6年度)	・区長賞 1 園（公設民営 水神橋保育園） ・教育長賞 1 園（私立 栗原つくし保育園） ・足立区歯科医師会長賞 1 園（区立 あやせ保育園） ・教育長特別賞 1 園（私立 竹塚幼稚園）						

・対象施設は3歳から5歳までの幼児を対象としたクラスを有する教育・保育施設

■歯みがき推進支援事業

年度	実施施設数
4	私立保育園 3 園、区立小学校 1 校
5	私立保育園 6 園
6	私立保育園 1 園、認証保育所 1 園

■6歳児フッ化物塗布事業

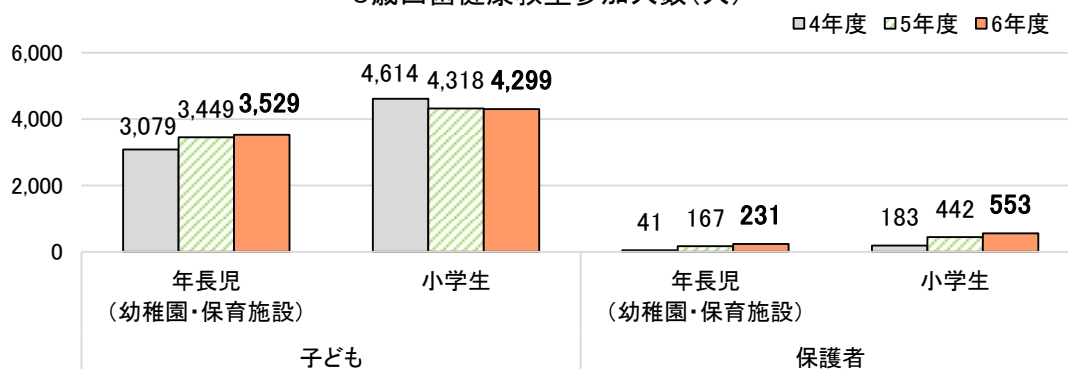
年度	対象者数	受診者数	受診率
5	4,767	590	12.4%
6	4,673	462	9.9%

・令和7年3月末の累計

■ 6歳臼歯健康教室（実施）

区分 年度		年長児（幼稚園・保育施設）				区立小学校			
		回数	人員	園児	保護者	回数	人員	児童	保護者
4		160	3,120	3,079	41	66	4,797	4,614	183
5		184	3,616	3,449	167	67	4,760	4,318	442
6		185	3,760	3,529	231	66	4,852	4,299	553
内 訳	中央本町	40	834	794	40	14	910	845	65
	竹の塚	46	1,076	970	106	21	1,433	1,229	204
	江北	36	693	669	24	12	920	847	73
	千住	29	408	401	7	7	656	533	123
	東部	34	749	695	54	12	933	845	88

6歳臼歯健康教室参加人数（人）



■ こきざみの技・体験教室

区分 年度		区立小学校				区立中学校			
		回数	人員	児童	保護者	回数	人員	生徒	保護者
5		30	2,107	2,099	8	5	270	270	—
6		25	1,605	1,593	12	12	1,074	1,074	—
内 訳	中央本町	7	485	485	—	2	177	177	—
	竹の塚	6	427	423	4	3	81	81	—
	江北	5	318	312	6	3	336	336	—
	千住	2	118	118	—	3	312	312	—
	東部	5	257	255	2	1	168	168	—

■ 地域における歯科健康教育(1)

区分 年度		幼稚園・保育施設		母子グループ		学校（小・中・高等）	
		回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
4		7	91	4	54	2	33
5		14	403	8	114	5	148
6		9	182	9	132	8	227
内 訳	中央本町	—	—	1	24	2	150
	竹の塚	—	—	—	—	—	—
	江北	6	133	4	63	1	5
	千住	3	49	2	20	3	39
	東部	—	—	2	25	2	33

■地域における歯科健康教育(2)

区分 年度		成人		高齢者		障がい者(児)	
		回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
4		2	28	4	59	－	－
5		4	65	2	33	3	39
6		6	83	2	70	2	29
内 訳	中央本町	2	26	1	16	－	－
	竹 の 塚	－	－	1	54	2	29
	江 北	2	34	－	－	－	－
	千 住	－	－	－	－	－	－
	東 部	2	23	－	－	－	－

■歯と口の健康づくりグループ支援

(令和6年度)

区 分	グループの名称	回数／年	延参加者数
中央本町	健康・噛むかむの会	5	24
竹 の 塚	歯っぴい会	4	15
江 北	歯美んぐ会	6	37
千 住	千住・歯にかむ会	9	28
東 部	東和フレッシュ会	6	30

■「^わいい歯ね☆あだち」の活動支援

(令和6年度)

区 分	主な内容	回数／年	延参加者数
全区	世話人会	4	36
	あだち☆ちゅうりっぷ体操啓発	10	20
	いい・い～歯の日イベント	1	13
	オーラルフレイル予防講演会		

■スキルアップ研修会及びいい歯推進ネットワーク連絡会

(令和6年度)

区 分	内容	参加者数
中央本町	みんなで守ろう！あだちっ子の歯	15
竹 の 塚	よい歯の子どもを育てよう	21
江 北	みんなで守ろう！あだちっ子の歯	14
千 住	みんなで守ろう！あだちっ子の歯	18
東 部	みんなで守ろう！あだちっ子の歯	14

■スマイルアップ あだち☆ちゅうりっぷ体操 普及啓発事業

区分 年度		スマイルアップ		ちゅうりっぷ体操教室	
		回数	参加者数	回数	参加者数
4		1	137	12	100
5		－	－	17	237
6		－	－	16	199
内 訳	中央本町	－	－	4	52
	竹 の 塚	－	－	3	32
	江 北	－	－	3	45
	千 住	－	－	3	34
	東 部	－	－	3	36

※ 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、20回中7回未実施

■いい・い～歯の日のイベント

(令和6年度)

全区	主な内容	参加者数
	オーラルフレイル予防講演会 ～元気な口でおいしく食べる～	62

20 歯科保健 (2) 歯周病予防事業		所管課 データヘルス推進課、保健予防課、中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター	3 すべての人に健康と福祉を 
根拠法令等	歯科口腔保健法、健康増進事業実施要綱、足立区歯科口腔保健推進条例、足立区成人歯科健診実施要綱、健康あだち21(第三次)行動計画・足立区糖尿病対策アクションプラン2、足立区歯科口腔保健推進計画、東京都後期高齢者医療広域連合健康診査・歯科健康診査推進計画、足立区後期高齢者歯科健診実施要綱		
目 的 「健康あだち21(第三次)行動計画・足立区糖尿病対策アクションプラン2」及び「足立区歯科口腔保健推進計画」に基づき、乳幼児から高齢者までライフコースに沿った歯科健診・相談・健康教育を展開し、歯の健康やよく噛んで食べる習慣づくりを推進している。 事業内容 ア 成人歯科健診 平成10年度から、歯科健診(むし歯の有無の診査・歯周病チェック・個別相談)を、区内指定歯科医療機関において実施している。平成27年度から、20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・50歳・60歳・70歳の区民を対象に個別勧奨を実施し、平成29年度からは、45歳・55歳・65歳の区民及び妊婦、糖尿病連携を対象者に追加し、歯周病予防と全身の健康について、啓発を行っている(年齢はいずれも年度末年齢)。 令和3年度から、成人歯科健診のスタート年齢である20歳を対象に「前歯のクリーニング」を特典として付加し、令和6年度からは、25歳・30歳を対象者に追加し、若い世代からの歯周病予防を啓発している。 ※ 平成25年度「歯周病健診」から「成人歯科健診」に事業名を変更 イ 歯周病予防教室 平成10年度から、成人を対象に、歯周病と糖尿病など生活習慣病との関係についての講演会や、歯周病予防に関する口腔清掃体験学習・個別歯科相談等の教室を実施している。 ウ 健康増進教室 「健康増進教室」の中で、歯周病と糖尿病の関係について等の講話を実施している。 ※ 「健康増進教室」についての詳細は、「16 糖尿病対策」に記載 エ 後期高齢者歯科健診 平成30年度から、76歳・80歳(年度末年齢)の区民を対象に、後期高齢者歯科健診(むし歯の有無の診査・歯周病チェック・個別相談)を、区内指定歯科医療機関において実施している。			

実績表

■成人歯科健診実績 (公社) 東京都足立区歯科医師会委託

区分 年度		対象 者数	実施 人数	むし歯の状態			歯肉の状態 (PD 最大値)			出 血 (BOP)	総合判定区分		
				なし	治療 完了	要治療	*0	*1	*2		あり	異常 なし	要指導
成人 (節目年齢)	4	97,064	5,673	472	3,214	1,987	3,421	1,899	346	3,517	614	1,715	3,344
			5.8%	8.3%	56.7%	35.0%	60.3%	33.5%	6.1%	62.0%	10.8%	30.2%	58.9%
	5	97,718	5,520	498	3,029	1,993	3,362	1,792	365	3,390	592	1,656	3,272
			5.6%	9.0%	54.9%	36.1%	60.9%	32.5%	6.6%	61.4%	10.7%	30.0%	59.3%
	6	98,299	6,390	720	3,363	2,307	3,987	2,044	354	3,987	643	2,023	3,724
			6.5%	11.3%	52.6%	36.1%	62.4%	32.0%	5.5%	62.4%	10.1%	31.7%	58.3%
妊婦 歯科健診	4	4,350	1,291	129	704	458	805	442	44	842	139	402	750
			29.7%	10.0%	54.5%	35.5%	62.4%	34.2%	3.4%	65.2%	10.8%	31.1%	58.1%
	5	4,312	1,313	129	764	420	841	431	41	816	173	435	705
			30.4%	9.8%	58.2%	32.0%	64.1%	32.8%	3.1%	62.1%	13.2%	33.1%	53.7%
	6	4,453	1,349	158	757	434	872	421	56	866	161	453	735
			30.3%	11.7%	56.1%	32.2%	64.6%	31.2%	4.2%	64.2%	11.9%	33.6%	54.5%
糖尿病 医科歯科連携	4	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6	-	15	0	7	8	4	8	3	10	2	2	11
				0.0%	46.7%	53.3%	26.7%	53.3%	20.0%	66.7%	13.3%	13.3%	73.3%

- ・令和7年3月末の累計
- ・歯肉の状態は、CPI-modified 測定不能の場合があるため、合計数と実施人数は一致しない。
- ・歯肉の状態 (PD 最大値) の説明
 *0 健康な歯肉 *1 4～5mm に達するポケット *2 6mm に達するポケット

■要精密の内訳

(令和6年度)

内 訳	所見合計 (延べ件数)	歯周治療	う蝕治療	補綴処置	その他
件 数	6,291	2,886	2,749	195	461

■節目年齢別の実績

(令和6年度)

年齢	対象者数	実施人数	むし歯の状態			歯肉の状態 (PD 最大値)			出血 (BOP)	総合判定区分		
			なし	治療完了	要治療	*0	*1	*2	あり	異常なし	要指導	要精密
総数	98,299	6,659	749	3,511	2,399	4,168	2,121	365	4,157	675	2,116	3,868
		6.8%	11.2%	52.7%	36.0%	62.6%	31.9%	5.5%	62.4%	10.1%	31.8%	58.1%
20歳	6,072	559	224	161	174	448	106	5	325	73	239	247
		9.2%	40.1%	28.8%	31.1%	80.1%	19.0%	0.9%	58.1%	13.1%	42.8%	44.2%
25歳	9,881	843	218	304	321	612	219	12	534	90	298	455
		8.5%	25.9%	36.1%	38.1%	72.6%	26.0%	1.4%	63.3%	10.7%	35.3%	54.0%
30歳	10,033	1,084	179	483	422	726	330	28	675	129	340	615
		10.8%	16.5%	44.6%	38.9%	67.0%	30.4%	2.6%	62.3%	11.9%	31.4%	56.7%
35歳	8,345	455	55	229	171	308	135	12	280	47	153	255
		5.5%	12.1%	50.3%	37.6%	67.7%	29.7%	2.6%	61.5%	10.3%	33.6%	56.0%
40歳	8,563	602	33	329	240	374	201	27	392	61	189	352
		7.0%	5.5%	54.7%	39.9%	62.1%	33.4%	4.5%	65.1%	10.1%	31.4%	58.5%
45歳	9,362	311	9	189	113	186	111	14	198	29	96	186
		3.3%	2.9%	60.8%	36.3%	59.8%	35.7%	4.5%	63.7%	9.3%	30.9%	59.8%
50歳	11,231	683	21	415	247	411	230	42	428	54	227	402
		6.1%	3.1%	60.8%	36.2%	60.2%	33.7%	6.1%	62.7%	7.9%	33.2%	58.9%
55歳	11,417	439	5	276	158	262	144	33	265	50	127	262
		3.8%	1.1%	62.9%	36.0%	59.7%	32.8%	7.5%	60.4%	11.4%	28.9%	59.7%
60歳	9,678	770	2	517	251	390	295	85	503	52	224	494
		8.0%	0.3%	67.1%	32.6%	50.6%	38.3%	11.0%	65.3%	6.8%	29.1%	64.2%
65歳	7,209	409	1	279	129	205	159	44	256	44	99	266
		5.7%	0.2%	68.2%	31.5%	50.1%	38.9%	10.8%	62.6%	10.8%	24.2%	65.0%
70歳	6,508	504	2	329	173	246	191	63	301	46	124	334
		7.7%	0.4%	65.3%	34.3%	48.8%	37.9%	12.5%	59.7%	9.1%	24.6%	66.3%

- ・実績値は、節目年齢の妊婦を含む。
- ・歯肉の状態は、CPI-modified 測定不能の場合があるため、合計数と実施人数は一致しない。
- ・歯肉の状態 (PD 最大値) の説明
 *0 健康な歯肉 *1 4～5mm に達するポケット *2 6mm に達するポケット

■歯周病予防教室

区 分	参加者数	
	個別歯科相談	集団健康教育
中央本町	25	-
竹の塚	39	-
江北	33	-
千住	46	-
東部	50	-

■後期高齢者歯科健診実績 (公社) 東京都足立区歯科医師会委託

区分 年度		対象 者数	実施 人数	むし歯の状態			歯肉の状態 (PD 最大値)			出血 (BOP)	総合判定区分		
				なし	治療 完了	要治療	*0	*1	*2		あり	異常 なし	要指導
4	14,491	1,156	8	798	324	482	445	181	681	154	204	798	
		8.0%	0.7%	69.0%	28.0%	41.7%	38.5%	15.7%	58.9%	13.3%	17.6%	69.0%	
5	16,792	1,279	10	866	382	583	485	166	723	198	251	830	
		7.6%	0.8%	67.7%	29.9%	45.6%	37.9%	13.0%	56.5%	15.5%	19.6%	64.9%	
6	14,557	1,008	5	666	316	452	380	133	588	137	203	668	
		6.9%	0.5%	66.1%	31.3%	44.8%	37.7%	13.2%	58.3%	13.6%	20.1%	66.3%	
内 訳	76 歳 80 歳	8,529	635	4	419	203	289	244	83	368	83	131	421
			7.4%	0.6%	66.0%	32.0%	45.5%	38.4%	13.1%	58.0%	13.1%	20.6%	66.3%
		6,028	373	1	247	113	163	136	50	220	54	72	247
			6.2%	0.3%	66.2%	30.3%	43.7%	36.5%	13.4%	59.0%	14.5%	19.3%	66.2%

・令和7年3月末の累計

* 無歯顎（歯が0本）の人 21名（76歳 9名 80歳 12名）

* CPI-modified 測定不能者 43名（76歳 19名 80歳 24名）

・歯肉の状態(PD 最大値)の説明

*0 健康な歯肉 *1 4～5mm に達するポケット *2 6mm に達するポケット

■要精密の内訳 (令和6年度)

内 訳	所見合計 (延べ件数)	歯周治療	う蝕治療	補綴処置	その他
件 数	971	513	316	93	49

■義歯の状態

内 訳		実施人数	義歯を使用している者		
			合計	良好	要改善
4		1,156	505	364	141
5		1,279	523	392	131
6		1,008	423	315	108
年 齢	76 歳	635	239	182	57
	80 歳	373	184	133	51

・令和7年3月末の累計

2 1 地域保健(保健師活動)										所管課		3 すべての人に健康と福祉を						
										中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター								
根拠法令等		地域保健法、健康増進法、母子保健法、児童福祉法、精神保健福祉法、障害者総合支援法、感染症法、高齢者医療確保法																
目的																		
乳幼児から高齢者まですべての区民を対象に、健康な生活の維持・増進、健康な地域づくりを推進する。																		
事業内容																		
家庭訪問、健康相談、健康教育・健康学習、健康づくりグループ（地区組織活動）の支援、ネットワーク形成、調査・研究。																		
実績表																		
ア 家庭訪問																		
区分 年度	総数	感染症	結核	エイズ	精神保健福祉	心身障がい	長期療養者	生活習慣病	公害	難病	その他の疾病	妊産婦	未熟児	乳児	幼児	小中高生	虚弱老人等 その他	
4	5,807	37	55	-	2,205	12	40	60	1	21	2	1,551	126	1,078	345	208	66	
5	5,913	16	64	-	2,203	16	29	97	-	31	1	1,476	153	1,172	355	222	78	
6	6,435	32	227	-	2,215	11	29	31	-	26	-	1,667	205	1,366	427	68	131	
※ 家庭訪問実施状況（「不在」は総数に含まない）																		
イ 健康相談																		
指導 対象 年度	総数	感染症	結核	エイズ	精神障がい	心身障がい	長期療養児	生活習慣病	公害	難病	その他の疾病	妊産婦	未熟児	乳児	幼児	小中高生	その他	
面接	4	10,792	22	65	-	3,439	19	15	113	-	12	4	6,042	23	502	447	61	28
	5	11,513	20	66	1	3,736	14	32	117	1	11	7	6,424	9	492	432	112	39
	6	15,289	35	98	-	4,553	17	56	119	2	28	9	9,029	8	636	530	57	112
電話	4	858,937	817,019	684	1	23,931	25	244	509	-	120	9	9,040	235	2,811	3,886	245	178
	5	51,113	6,941	4,404	9	20,888	45	123	657	-	83	11	9,969	255	3,053	4,323	260	92
	6	53,621	2,879	3,043	11	20,265	60	217	622	-	109	38	10,107	150	5,751	9,867	170	332
その他	4	7,918	68	1	-	1,375	-	1	5,496	-	12	-	824	17	64	60	-	-
	5	8,225	210	25	-	1,495	4	3	5,159	-	6	-	1,186	15	87	34	-	1
	6	9,160	21	42	-	1,746	2	11	5,461	-	18	-	1,182	8	415	234	7	13
関係機関	4	129,856	98,975	245	1	17,536	67	339	211	-	220	19	6,881	218	2,610	1,987	399	148
	5	35,667	541	663	5	18,693	175	301	191	-	117	8	8,473	244	3,180	2,397	502	177
	6	40,257	621	1,889	-	23,491	111	114	162	-	148	23	7,690	82	3,550	1,938	149	289
■精神障がい相談内訳 (令和6年度)(件)																		
指導	総数	社会復帰	高齢者精神	依存症	児童・思春期	心の健康	一般	その他										
所内	4,553	864	70	93	68	196	3,046	216										
電話	20,265	2,309	874	371	277	566	14,764	1,104										
その他	1,746	448	6	59	13	16	1,141	63										
関係機関	23,491	2,654	334	856	525	294	17,422	1,406										

ウ 健康教育・健康学習

住区センターや町会・自治会、学校において生活習慣病予防や禁煙教育を実施した。また、学校では、SOSの出し方教育（特別授業「自分を大切にしよう」）を実施した。さらに、事業所においては「元気な職場づくり応援事業（健康経営）」として働く世代の健康づくりを支援した。

■学校・住区センター（内訳 学校 25校 住区センター等 37カ所 126回 7,109人）

センター名	内訳		回数	人数
	学校	住区センター等		
中央本町	小学校（梅島第二、栗原、平野、青井） 高校（青井）	住区センター6カ所	24	1,121
竹の塚	小学校（竹の塚、足立入谷、淵江、加平） 中学校（伊興）	住区センター等10カ所	19	1,638
江北	小学校（新田、鹿浜未来、本木、皿沼、 寺地、西新井、鹿浜第一） 中学校（新田、鹿浜菜の花、第六）	住区センター9カ所	39	2,879
千住	小学校（千寿本町）中学校（第一）	住区センター5カ所	29	736
東部	小学校（東加平、辰沼、東綾瀬）	住区センター等7カ所	15	735

■町会・自治会、施設等

センター名	総数	中央本町	竹の塚	江北	千住	東部	感染症 対策課
回数	6	-	-	-	-	5	1
人数	171	-	-	-	-	93	78

■事業所「元気な職場づくり応援事業（健康経営）」 ※ 支援事業所数はP129に掲載

センター名	総数	中央本町	竹の塚	江北	千住	東部
回数	48	14	9	10	8	7
人数	514	146	57	122	89	100

エ 健康づくりグループ等（地区組織活動）の支援

区分		こころの健康		心身障害		難病		長期療養児		生活習慣病予防		健康づくり		母子保健		その他	
		回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
6年度		235	6,016	24	88	13	129	10	67	145	1,741	280	3,792	644	9,200	76	1,982
内 訳	中央本町	33	3,126	－	－	1	15	－	－	26	294	33	430	103	781	－	－
	竹 の 塚	153	2,165	11	53	8	56	8	61	64	676	73	658	163	2,420	25	768
	江 北	24	155	11	26	2	27	－	－	6	24	75	927	91	1,132	19	112
	千 住	2	37	2	9	1	11	2	6	20	297	61	1,020	114	1,749	18	685
	東 部	23	533	－	－	1	20	－	－	29	450	38	757	173	3,118	9	254
	感染症対策課	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5	163

※ 詳細は、各所「健康あだち21活動報告集」参照

※ 保健師による健康教育（以下のページにも掲載）

母子保健 P42～69 感染症対策 P72～89 難病対策 P90～94 精神保健 P95～105

自殺対策 P106～108 成人保健 P109～125 糖尿病対策 P126～130 健康づくり P132～133

オ ネットワーク形成

分野	会議名	参加機関
母子保健	健やか親子 ネットワーク連絡会	保健センター、こんにちは赤ちゃん訪問指導員、保育施設、子育て支援機関、民生・児童委員、発達支援機関、医療機関、子育て支援NPO、子育て自主グループ、小学校等
	ASMAP 関係機関 ネットワーク連絡会	保健センター、足立福祉事務所、こども家庭相談課、足立児童相談所、産科・小児科医療機関、子育て支援NPO等
	こんにちは赤ちゃん 訪問指導員連絡会	保健センター、こんにちは赤ちゃん訪問指導員等
感染症対策	関係機関実務者 連絡会	感染症対策課、医療機関
	コホート検討会	保健センター、結核予防会、医療機関、薬局等
難病保健	難病対策 ネットワーク連絡会	保健センター、専門医、医療機関、訪問看護ステーション、在宅介護施設、地域包括支援センター、保育施設、障がい福祉課等
精神保健	思春期 ネットワーク連絡会	保健センター、小学校、中学校、高等学校、民生・児童委員、児童相談所、医療機関、こども支援センターげんき、教育相談関係機関、若者サポートステーション ひきこもりネット、ライフリンク、多様性社会推進課等
	精神保健管内 ネットワーク連絡会	保健センター、医療機関、就労支援事業所、グループホーム、計画相談支援事業所、地域包括支援センター、足立福祉事務所、都精神保健福祉センター、訪問看護ステーション、若者サポートステーション、介護支援事業所、民生・児童委員等
	地域精神ケア会議	保健センター、精神科医、地域包括支援センター、医療機関、足立福祉事務所、都精神保健福祉センター、こども支援センターげんき、養育支援関係機関、訪問看護ステーション等

※ ネットワーク形成（以下のページにも掲載）

精神保健 P95～105 自殺対策 P106～108 健康づくり P132～133

カ 企画・調整、調査・研究

（令和6年度）

課・センター名	調 査・内 容
感染症対策課	足立区内小学校における水痘集団発生について報告を行った。学校全体で計40名が発症。発症曲線の分析、ワクチン接種状況や学校行事等を踏まえリスク因子や感染拡大防止策について考察した。
東部保健センター	足立区における令和5年度3歳児健診受診者のアンケート結果から「食」を中心に幼児肥満の実態を検証し、今後のフォローのあり方を考察した。

地域保健活動 事業一覧

母子保健

母子健康手帳の申請時面接（スマイルママ面接） あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP） 妊産婦・新生児・未熟児訪問 ファミリー学級 こんにちは赤ちゃん訪問 乳幼児訪問 すこやか親子相談（所内・住区） 子育て健康ひろば 乳幼児健康診査 健診未受診者訪問 乳幼児経過観察健診 療育相談 発達支援（心理相談、保護者相談・支援、親子グループ） 育児学級 乳幼児健康教室 アレルギー相談・予防教室 育児栄養相談・オンライン育児栄養相談 子育てグループ支援 子育て（すこやか親子）ネットワーク連絡会 マザーメンタルヘルス相談 子どもの虐待防止連携 予防接種 ファーストバースデーサポート 産後ケア 多胎児家庭移動支援 要支援児グループ 産後育児ストレス相談

成人保健

40歳前の健康づくり健診 簡易血液検査（スマホ de ドック） 糖尿病重症化予防事業
赤ちゃんが教えてくれた糖尿病予防（教室・個別） 健康増進健診 生活習慣病予防のグループ支援
特定健康診査・特定保健指導 がん検診

高齢者保健

高齢者訪問指導 後期高齢者医療健康診査 地域健康づくり講習会

結核・感染症

【結核】患者管理（訪問 相談 健診） DOTS 接触者健診 コホート検討会 健康教育
【感染症】HIV・性感染症検査・相談、積極的疫学調査・健康観察 健康教育
感染症予防計画に基づく感染症対応訓練等、関係機関実務者連絡会

精神・思春期保健

思春期相談 思春期健康教育 思春期デイケア 精神保健相談 うつ家族教室
地域精神ケア会議 アルコール関連問題相談 アルコールグループミーティング 精神保健福祉健康教育
こころといのちの相談支援事業 障害者総合支援法福祉サービス利用支援 医療観察法対象者支援
当事者・家族会支援 グループホーム・作業所支援 各ネットワーク連絡会（思春期・アルコール関連問題・精神保健福祉情報）関係機関合同新人研修 こころの健康フェスティバル 措置入院者退院後支援事業

難病保健

難病地域ケア検討会 難病相談 難病講演会 難病ネットワーク連絡会 難病訪問診療・指導 東京都神経難病ネットワーク連絡会

地域健康づくり

地域健康づくり連絡会 健康づくり推進員連絡会・研修 地区組織活動・健康づくりグループ支援 健康づくり推進員（保健センター・住区センター）支援 住区健康学習事業・健康相談 元気な職場づくり応援事業



家庭訪問 面接相談・電話相談 健康診査 健康教育・健康学習
関係機関の支援コーディネート地区組織活動 自主グループ等の育成支援 ネットワーク形成

企画調整 調査・研究 教育等
地 域 保 健 活 動

2 2 大気汚染健康障害者の医療費助成		所管課	3 3
---------------------	--	-----	---

2 3 公害健康被害補償制度		所管課	3 すべての人に 健康と福祉を 
		衛生管理課	
根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律		
目 的 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気汚染、又は水質の汚濁の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償を行うとともに、被害者の福祉に必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護を図る。 事 業 内 容 ア 認定事務 慢性気管支炎・気管支ぜん息・ぜん息性気管支炎・肺気しゅ及びそれらの続発症にかかり、現にこの制度による認定を受けている健康被害者からの申請に基づき、公害健康被害認定審査会の意見を聞いて、認定更新の可否及び程度の判定を行う。 イ 補償給付事務 (ア) 医療費の支給 (イ) 障害補償費 (ウ) 療養手当 (エ) 遺族補償費 (オ) 遺族補償一時金 (カ) 葬祭料 ウ 公害保健福祉事業 公害健康被害の補償等に関する法律第46条の規定に基づき、指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持及び増進させる事業を行っている。 (ア) 療養に必要な用具の支給に関する事業 公害等級が特級及び1級の者に対し、療養器具を貸与。貸与器具:空気清浄器、加湿器 (イ) 家庭における療養の指導に関する事業 区委託看護師が公害認定患者宅を訪問 (ウ) インフルエンザ予防接種費用助成事業 公害健康被害認定患者に対し、インフルエンザ予防接種費用を助成 (エ) 禁煙治療費用助成事業 公害健康被害認定患者に対し、禁煙治療費用を助成。令和7年度より実施。 エ 健康被害予防事業 公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、大気汚染の影響による健康被害の予防を図るための事業を行う。 (ア) 健康相談事業 地域住民を対象に、医師・専門家等による気管支ぜん息等呼吸器系疾患に関する講演会・相談・指導を実施 (イ) 健康診査事業 乳幼児を対象に、医師・看護師・栄養士による問診及び適切な指導を行い、気管支ぜん息の発症を予防する。			

(ウ) 機能訓練事業

- a 自己管理支援教室…気管支ぜん息児童を対象に、専門家による当該疾患の療養上有効な講演会を実施
- b 運動訓練教室………4歳から中学3年生までを対象に、ぜん息児の運動療法の中でも最も有効なものとされている水泳による運動療法を実施。年3期、各期10回

※ ぜん息児水泳教室について、令和6年度は1、3期のみ開催

実 績 表

■公害健康被害者認定状況

(各年度3月末現在)

区分		年度	被認定者数		
			4	5	6
総 数			1,150	1,105	1,070
	特 級		—	—	—
	1 級		1	1	1
	2 級		118	113	108
	3 級		297	283	271
	等 級 外		734	708	690
慢性気管支炎			24	21	19
	特 級		—	—	—
	1 級		—	—	—
	2 級		5	6	6
	3 級		13	9	9
	等 級 外		6	6	4
気管支ぜん息			1,124	1,082	1,049
	特 級		—	—	—
	1 級		1	1	1
	2 級		112	107	102
	3 級		283	272	260
	等 級 外		728	702	686
肺気しゅ			2	2	2
	特 級		—	—	—
	1 級		—	—	—
	2 級		1	—	—
	3 級		1	2	2
	等 級 外		—	—	—

※ ぜん息性気管支炎については3年以上被認定者がいないため記載省略

■補償給付費支給実績

年度 種類	4		5		6	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
総 数	24,481	840,542,817	23,770	834,993,498	22,898	805,103,381
医 療 費	16,176	349,437,977	15,819	344,119,978	15,391	331,369,741
障害補償費	5,133	392,735,140	4,900	388,751,470	4,678	382,523,640
療 養 手 当	2,974	70,733,300	2,850	68,858,100	2,642	65,710,200
遺族補償費	195	18,827,000	191	20,027,100	183	20,883,950
遺族補償一時金	2	8,474,400	3	10,353,600	2	3,906,850
葬 祭 料	1	335,000	7	2,883,250	2	709,000

■療養に必要な用具の支給に関する事業
過去実績なし

■家庭における療養の指導に関する指導実績

年度	件数
4	—
5	—
6	—

※ 令和3～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。令和5、6年度はスタッフが確保できず中止。

■インフルエンザ予防接種費用助成実績

年度 区分	4			5			6		
	対象 者数	助成 件数	実施率	対象 件数	助成 件数	実施率	対象 件数	助成 件数	実施率
総 数	1,180	414	35.1%	1,132	422	37.3%	1,096	390	35.6%
区 内	836	326	39.0%	791	316	40.0%	767	296	38.6%
区 外	344	88	25.6%	341	106	31.1%	329	94	28.6%

■健康相談事業実績

年度 会場	4		5		6	
	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数
総 数	18	141	23	223	23	247
足立区役所	2	28	4	64	4	118
中央本町	—	—	3	24	3	15
竹 の 塚	4	46	4	42	4	41
江 北	4	13	4	26	4	25
千 住	4	28	4	34	4	25
東 部	4	26	4	33	4	23

■アレルギー予防健康診査実績

区分 年度		対象者数	来所者数	スクリーニング 者数	指導対象者数	実施回数
4		13,813	12,437	4,316	4,316	419
5		12,728	11,216	3,878	3,878	413
6		10,070	8,307	2,538	2,538	420
内 訳	中央本町	1,844	1,527	450	450	86
	竹の塚	3,102	2,488	823	823	96
	江 北	1,927	1,591	494	494	90
	千 住	1,149	958	281	281	62
	東 部	2,048	1,743	490	490	86

※ 対象者数…平成26年度までは3～4か月児健康診査受診者
平成27年度からは1歳6か月児、3歳児健康診査受診者も含む。

■自己管理支援教室実績

年度		4		5		6	
会場	回数	参加者数		参加者数		参加者数	
		回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
庁舎ホール	-	-	-	-	-	1	10

※ 令和3～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。令和5年度は講師都合により中止。

■運動訓練教室実績（人）

年度		4			5			6		
区分	回数	小中	未就学	合計	小中	未就学	合計	小中	未就学	合計
		回数	参加者数	参加者数	回数	参加者数	参加者数	回数	参加者数	参加者数
総 数	-	6	2	8	10	5	15	14	19	33
第 1 期	-	-	-	-	5	2	7	4	6	10
第 2 期	-	6	2	8	5	3	8	-	-	-
第 3 期	-	-	-	-	-	-	-	10	13	23

※ 令和4年度は2期のみ開催。令和5年度は施設工事のため、1、2期のみ開催。
令和6年度は施設工事のため、1、3期のみ開催。

2 4 石綿による健康被害救済制度		所管課	3 3 すべての人に 健康と福祉を 																			
		衛生管理課																				
根拠法令等	石綿健康被害救済法																					
目 的 石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。 事 業 内 容 (独) 環境再生保全機構との委託契約により、制度の申請受付や相談業務を行う。 ア 対象者 (ア) 石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定を受けた者 (イ) 本法の施行前にこの指定疾病に起因して死亡した者の遺族 (ウ) 本法の施行後に申請をしないでこの指定疾病に起因して死亡した者の遺族 イ 指定疾病 (ア) 中皮腫 (イ) 石綿による肺がん (ウ) 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺(平成22年7月1日から追加指定) (エ) 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚(平成22年7月1日から追加指定) ウ 救済給付の種類等 (ア) 被認定者に係る給付 医療費、療養手当、葬祭料、救済給付調整金 (イ) 遺族に係る給付 特別遺族弔慰金、特別葬祭料 実 績 表 ■申請等受付状況 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th>年度</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr><tr><th></th><th>件数</th><th>件数</th><th>件数</th></tr><tr><td>認定申請受付件数(療養中の本人)</td><td></td><td>1</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求件数(遺族の方)</td><td></td><td>2</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>				区分	年度	4	5	6		件数	件数	件数	認定申請受付件数(療養中の本人)		1	3	3	特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求件数(遺族の方)		2	—	—
区分	年度	4	5		6																	
		件数	件数	件数																		
認定申請受付件数(療養中の本人)		1	3	3																		
特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求件数(遺族の方)		2	—	—																		

25 試験検査

(1) 感染症検査

所管課

生活衛生課



根拠法令等

地域保健法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
結核に関する特定感染症予防指針、後天性免疫不全症候群に関する予防指針
足立保健所健康相談実施要綱

目 的

感染性微生物（細菌およびウイルス）検査や血液中の抗体検査等を行い、感染者の発見により感染症の拡大防止を図る。

事 業 内 容

- ア 腸内微生物検査（赤痢菌、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス等）
衛生管理の一環としての依頼検査、患者発生時等の感染症拡大防止のための行政検査

事 業 名		項 目	受 付 窓 口
依頼検査	健 康 相 談	細 菌	中央本町地域・保健総合支援課 各保健センター 生活衛生課(保育・入園課等実施分)
		ノロウイルス	生活衛生課
行政検査	感 染 症 関係者・経過者	細 菌 ノロウイルス等	感染症対策課
	有症苦情・調査		生活衛生課

- イ HIV等性感染症検査
感染症の拡大防止および区民の健康不安解消のための血液・尿検査
- ウ 結核菌感染検査（インターフェロン γ 遊離試験）
接触者健康診断としてのインターフェロン γ 遊離試験（QFT、T-SPOT.TB検査）
- エ 外部精度管理等
検査精度確保のため、外部機関が配布する未知検体の検査

実 績 表

■感染症検査実施状況(検査検体数)

年度	区分	検体総数	腸内微生物	HIV等性感染症	結核菌
					インターフェロン γ 遊離試験
4		21,348	21,298	48	2
5		21,883	21,305	577	1
6		20,176	20,176	・	・

HIV等性感染症検査は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和4年度は一部実施。
令和6年度から、HIV等性感染症検査および結核菌検査は、感染症対策課へ移行した。

■腸内微生物検査実施状況(検体数)

年度	項目	総検体数	細菌		腸管系ウイルス	
			赤痢菌 ・パラチフスA菌 ・チフス菌・サルモネラ等	腸管出血性大腸菌	ノロウイルス	その他の腸管系ウイルス
4		21,298	10,838	10,429	31	-
5		21,305	10,953	10,282	70	-
6		20,176	10,273	9,884	19	-

■令和6年度腸内微生物検査実施状況(事業別)

項目	区分	総検体数	依頼検査		行政検査	
			健康相談		関係者・経過者等	有症苦情・調査
			保健センター等	生活衛生課		
赤痢菌・パラチフスA菌・チフス菌・サルモネラ等		10,273	7,749	2,516	8	-
腸管出血性大腸菌O157		9,671	7,034	2,516	121	-
その他の腸管出血性大腸菌		213	6	-	207	-
ノロウイルス		19	・	18	-	1

■令和6年度細菌検出状況

月	区分		細菌名	血清型・毒素型	検出数
4	依頼	健康相談	サルモネラ	O4群	1
4	行政	経過者	腸管出血性大腸菌O157	VT1(+)、VT2(+)	7
5	依頼	健康相談	サルモネラ	O4群	1
7	行政	経過者	腸管出血性大腸菌OUT	VT1(+)、VT2(+)	4
8	行政	経過者	腸管出血性大腸菌O148	VT2(+)	1
8	行政	関係者	腸管出血性大腸菌O157	VT2(+)	1
8	依頼	健康相談	サルモネラ	O4群	1
8	依頼	健康相談	サルモネラ	O4群	1
9	依頼	健康相談	サルモネラ	O7群	1
10	依頼	健康相談	サルモネラ	O7群	1
11	行政	経過者	腸管出血性大腸菌OUT	VT2(+)	1
12	依頼	健康相談	サルモネラ	O4群	1

■令和6年度ウイルス検出状況

月	区分		ウイルス名	グループ	検出数
4	依頼	健康相談	ノロウイルス	GⅠ	2
7	依頼	健康相談	ノロウイルス	GⅡ	1
1	依頼	健康相談	ノロウイルス	GⅡ	1
2	依頼	健康相談	ノロウイルス	GⅡ	2

■H I V等性感染症検査結果

区分 年度	総数	H I V抗原・抗体		クラミジア抗原		梅毒血清反応	
		件数	陽性数 (陽性率)	件数	陽性数 (陽性率)	件数	陽性数 (陽性率)
4	48	16	－	16	1 (6.3)	16	－
5	577	236	－	166	11 (6.6)	175	14 (8.0)
6	・	・	・	・	・	・	・

■結核菌検査結果（インターフェロン γ 遊離試験）

区分 年度	検査件数	陰 性	判定保留	陽性 (陽性率)	判定不可	その他
4	2	2	－	－	－	－
5	1	1	－	－	－	－
6	・	・	・	・	・	・

■令和6年度外部精度管理等

実施機関	調査	調査検体	項目	検体数
東京都 健康安全研究 センター	微生物学	スワブ	赤痢菌、サルモネラ、 腸管出血性大腸菌	5

25試験検査

(2)食品検査

所管課

生活衛生課

3

すべての人に健康と福祉を



根拠法令等

食品衛生法

目的

区民が健康で快適な食生活を過ごすために、食品の衛生等に関わる監視・指導・相談に対応した検査を行い、検査結果及び関連する保健衛生情報の提供を行う。

事業内容

ア安全な食品を区民に提供するために行っている食品の微生物学的検査及び理化学的検査

検査区分	依頼元等	検査項目
収去	食品監視指導計画に基づき実施	黄色ブドウ球菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌等微生物および食品添加物等の検査
苦情相談・調査	区民等	
給食	公立(学校・保育園)	黄色ブドウ球菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌等微生物検査

イ外部精度管理等

検査精度確保のため、外部機関が配布する未知検体の検査

ウ講習会等講師派遣及び情報提供

実績表

■食品検査実施状況(検体数)

区分 年度	検体総数		収去		苦情相談・調査 (参考品含む)		給食
	微生物	理化学	微生物	理化学	微生物	理化学	微生物
4	369	159	232	134	2	25	135
5	430	141	269	140	27	1	134
6	262	15	128	12	1	3	133

令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため食品収去検査は縮小

■令和6年度食品微生物検査実施状況(項目別検査数)

項目 区分	項目総数	収去	苦情相談・調査	給食
項目総数	1,697	768	1	928
細菌数	262	128	1	133
大腸菌群	261	128	－	133
大腸菌	261	128	－	133
黄色ブドウ球菌	261	128	－	133
サルモネラ	257	125	－	132
腸管出血性大腸菌	257	125	－	132
カンピロバクター	132	・	－	132
その他	6	6	－	－

■令和6年度食品微生物検査要注意結果

食品内訳	検体数	項目数	項 目 内 訳			
			細菌数	大腸菌群	大腸菌	黄色ブドウ球菌 (エンテロキシン陽性)
総 数	11	15	2	7	3	3(-)
未加熱そう菜	7	10	1	4	3	2(-)
加熱済そう菜	-	-	-	-	-	-
菓子	3	4	-	3	-	1(-)
弁当・その他	1	1	1	-	-	-

■令和6年度食品理化学収去検査実施状況（項目別検査数）

項 目	項目数 (検体数×成分数)
項目総数	214
着色料（食用タール色素 12 成分）	96
保存料（10 成分）	110
甘味料	8

成分数の記載がないものは、検体により成分が異なる。

■令和6年度食品理化学収去検査事例

検 体	検 査 結 果
和菓子	表示にない保存料を検出
和生菓子	表示にない着色料を検出

■令和6年度食品理化学苦情相談検査内訳

		検体数 (検査に供した参考品含む)	項目数
総 数		3	5
内 訳	異味・異臭	-	-
	異物	3	5
	有症苦情	-	-
	着色・変色	-	-
	その他	-	-

■令和6年度外部精度管理等

実施機関	調査	調査検体（調査検体数）	項目	項目数
一般財団法人 食品薬品安全 センター	微生物学	ゼラチン基材（1） 見立て食品・氷菓	一般細菌数（定量）	1
	微生物学	マッシュポテト（2） 見立て食品・加熱食肉製 品（加熱後包装）	黄色ブドウ球菌（定性・ 定量）	2
	微生物学	ハンバーグ（2） 見立て食品・加熱食肉製 品（包装後加熱）	大腸菌群（定性）	2
	理化学	果実ペースト（1）	着色料（定性）	1
東京都 健康安全研究 センター	微生物学	おかゆ（2） 見立て食品・冷凍食品 見立て食品・冷凍食品 見立て食品・食肉製品	細菌数（定量） 大腸菌群（定性・定量） カンピロバクター（定 性）	6
	理化学	菓子（1）	甘味料 （アセスルファムカリ ウム）（定量）	1

■令和6年度衛生講習会講師派遣及び情報提供

	内 容	対 象
衛生講習会 講師	試験検査について	管理栄養士実習生

25 試験検査

(3) 水質検査

所管課

生活衛生課



根拠法令等

足立区プールの衛生管理に関する条例、学校保健安全法、公衆浴場法
災害時協力井戸に関する要綱

目 的

プール水、浴槽水、災害時協力井戸等の水質検査を行い、区民の安全安心を守る。

事業内容

ア プール水検査

衛生管理の一環としての学務課（小中学校）からの依頼検査、営業施設プール等の行政検査
pH値、過マンガン酸カリウム消費量、総トリハロメタン（学校プールのみ）、大腸菌等

イ 災害時協力井戸等検査

災害時生活用水確保のため、災害対策課からの災害時協力井戸の依頼検査、及び公園管理課からの防災対策設備設置公園井戸の依頼検査

pH値、色度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、臭気、外観、大腸菌、一般細菌

ウ 浴槽水等検査

公衆浴場、スポーツ施設、旅館業浴室等の浴槽水の行政検査
濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群

エ レジオネラ属菌検査

公衆浴場等の浴槽水および営業施設のプール水の行政検査

オ 外部精度管理等

検査精度確保のため、外部機関が配布する未知検体の検査

カ 情報提供

実績表

■水質検査実施状況

種別 年度	検体 総数	項目 総数	プール水		井戸水等		浴槽水等		レジオネラ属菌	
			検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
4	760	4,339	482	2,801	180	1,440	・	・	98	98
5	933	4,746	474	2,830	176	1,408	173	398	110	110
6	958	4,736	477	2,786	179	1,432	175	391	127	127

■プール水検査実施状況

区分 年度	検体総数	項目総数	小中学校プール※		行政検査	
			検体数	項目数	検体数	項目数
4	482	2,801	398	2,491	84	310
5	474	2,830	406	2,538	68	292
6	477	2,786	396	2,475	81	311

※ 小中学校プール水は、各校1回2ポイントで年2回実施。

■災害時協力井戸等検査実施状況

年度	区分	検体総数	項目総数	災害時協力井戸		防災対策設備設置公園井戸	
				検体数	項目数	検体数	項目数
4		180	1,440	126	1,008	54	432
5		176	1,408	122	976	54	432
6		179	1,432	125	1,000	54	432

飲用以外のトイレの洗浄、清掃、洗濯などの生活用水として使用する。

■浴槽水等検査実施状況

年度	区分	検体総数	項目総数	項目内訳	
				大腸菌群	濁度・過マンガン酸カリウム消費量
4		・	・	・	・
5		173	398	52	346
6		175	391	41	350

■レジオネラ属菌検査実施状況

年度	区分	総数	浴槽水	プール・ジャグジー等	患者関連調査
4		98	79	14	5
5		110	77	15	18
6		127	92	10	25

■令和6年度レジオネラ属菌検査結果

種別	検査名	培養法			LAMP法※	
		検査数	陽性数	菌種・血清型（検出数）	検査数	陽性数
総数		127	12	<i>L. pneumophila</i> 1群 (4) <i>L. pneumophila</i> 3群 (2) <i>L. pneumophila</i> 6群 (4) <i>L. pneumophila</i> 8群 (1) <i>L. pneumophila</i> 群NA (3) <i>Legionella</i> 属 (2)	25	8
浴槽水		92	9	<i>L. pneumophila</i> 1群 (2) <i>L. pneumophila</i> 3群 (2) <i>L. pneumophila</i> 6群 (3) <i>L. pneumophila</i> 8群 (1) <i>L. pneumophila</i> 群NA (3) <i>Legionella</i> 属 (1)	—	—
プール・ジャグジー等		10	0		—	—
患者関連調査		25	3	<i>L. pneumophila</i> 1群 (2) <i>L. pneumophila</i> 6群 (1) <i>Legionella</i> 属 (1)	25	8

※ LAMP法は原則、培養法検査で基準値以上の菌を検出した施設の洗浄等指導を行った後の陰性確認として実施

■令和6年度外部精度管理等

実施機関	調査	調査検体（調査検体数）	項目	検査数
東京都健康安全 研究センター	水質	水（1）	過マンガン酸カリ ウム消費量	1

■令和6年度情報提供

内 容	対 象
小中学校プール水質検査のまとめ	学務課

25 試験検査

(4) 家庭用品・工場廃水シアン検査

所管課

生活衛生課

3 すべての人に
健康と福祉を

根拠法令等

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
毒物及び劇物取締法

目 的

家庭用品や工場廃水シアンの検査を行い、健康被害の未然防止を図るとともに、原因究明に繋げる。

事業内容

ア 家庭用品検査

衣類等による健康被害を未然に防止するため、ホルムアルデヒド等を検査

イ 工場廃水シアン検査

区内メッキ工場の廃水中シアン含有量検査

実績表

■家庭用品検査実施状況

区分 年度	検体総数 (項目総数)	基準違 反件数	ホルム アルデ ヒド	内訳 繊維製品※	
				乳幼児 用衣料	大人子供 用衣料
4	.	.	.	.	.
5	30 (49)	-	49	18 (34)	12 (15)
6	30 (40)	-	40	17 (26)	13 (14)

令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

※ 繊維製品のホルムアルデヒドは、素材別に検査する場合があるため実施数が検体数よりも増える。

■工場廃水シアン検査実施状況

区分 年度	検体総数	基準値 超過数	初回検査	再検査
4	15	-	15	-
5	15	-	15	-
6	15	-	15	-

26 献⾎運動		所管課	3 すべての人に健康と福祉を	17 パートナースHIPで目標を達成しよう
		衛生管理課		
根拠法令等	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律			
目 的				
医療に必要な血液を確保するためには、地域、職域等における献⾎を推進する必要がある。 足立区議会においては昭和41年12月23日、他区に先がけて足立区を「献⾎区」とする旨の決議をしている。				
事業内容				
広報やパンフレット等により、献⾎のPRを行い推進を図っている。				
実績表				
区 分 \ 年 度		4	5	6
実践回数		77	60.5	63.5
献 血 人 数		3,139	2,772	2,968
全 血 200ml		187	168	167
全 血 400ml		2,952	2,604	2,801
成分血漿 400ml		-	-	-
区内医療機関への製剤供給数(本)		17,684	23,690	21,304
※ 実践回数は1日を単位とする（半日は0.5回）。				

27 骨髄等移植ドナー支援事業		所管課	3 すべての人に健康と福祉を 												
		衛生管理課													
根拠法令等	足立区骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱														
目 的 骨髄等の提供希望者の増加を図り、骨髄等の移植を推進する。 事業内容 骨髄等移植ドナー支援事業助成金の交付 対象者 ア ドナーのうち骨髄等を提供したことを証する日本骨髄バンクの証明書を有する者（骨髄等を採取する時点において足立区内に住所を有する者に限る。） 助成金：1日につき2万円（7日を上限とする） イ ドナーを雇用する国内に事業所をもつ事業主（国、地方公共団体及び独立行政法人を除き、複数あるときはドナーが指定する事業主とする。） 助成金：1日につき1万円（7日を上限とする） 開始時期 平成30年4月 実績表 <table><tr><td>年度</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>ドナー提供者（人）</td><td>3</td><td>7</td><td>4</td></tr><tr><td>雇用主(件)</td><td>1</td><td>2</td><td>－</td></tr></table>				年度	4	5	6	ドナー提供者（人）	3	7	4	雇用主(件)	1	2	－
年度	4	5	6												
ドナー提供者（人）	3	7	4												
雇用主(件)	1	2	－												

28 実習生指導・医師臨床研修										所管課				3 すべての人に健康と福祉を			
										衛生管理課							
根拠法令等		保健師助産師看護師学校養成所指定規則第2条・第3条・第4条、栄養士法施行規則第11条、歯科衛生士学校養成所指定規則第2条、医師法第16条の2第1項															
目 的																	
医療技術系学生等に公衆衛生における保健所の役割と地域活動を理解させる。																	
事業内容																	
保健所の各専門職員等が医療技術系学生等に健康教育活動等を通じ、指導・研修を行う。																	
実績表																	
■実習生指導・医師臨床研修実施状況（人）																	
年度 \ 区分		総 数		看 護 師		保 健 師		歯 科 衛 生 士		栄 養 士		医 学 生		研 修 医			
		実 人 数	延 人 数	実 人 数	延 人 数	実 人 数	延 人 数	実 人 数	延 人 数	実 人 数	延 人 数	実 人 数	延 人 数	実 人 数	延 人 数		
4		79	465	0	0	24	240	25	25	25	150	0	0	5	50		
5		195	906	108	108	25	540	22	22	32	192	4	4	4	40		
6		199	859	107	107	22	480	23	23	32	192	12	12	3	45		
内 訳	感染症対策課	15	15	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	3	3		
	中 央 本 町	24	182	3	3	5	110	6	6	10	60	-	-	-	3		
	竹 の 塚	66	228	45	45	5	115	6	6	10	60	-	-	-	2		
	江 北	19	159	3	3	5	115	5	5	6	36	-	-	-	0		
	千 住	34	122	19	19	3	60	6	6	6	36	-	-	-	1		
	東 部	41	117	37	37	4	80	-	-	-	-	-	-	-	0		
■実習受入れ校等 (令和6年度)																	
区 分		学 校 名 等															
大学病院 1 施設		東京女子医科大学附属足立医療センター（15日間）															
大学医学部 2 校		東京医科大学（1日）東京女子医科大学（1日）															
保健師養成学校 6 校		東京科学大学(20日間) 東京都立大学(25日間) 帝京科学大学(20日間) 国際医療福祉大学大学院(20日間) 東京女子医科大学(20日間) 文京学院大学(20日間)															
看護師養成学校 2 校		東京女子医科大学看護専門学校（1日） 西新井看護専門学校（1日）															
歯科衛生士養成学校 2 校		日本歯科大学東京短期大学（1日） 太陽歯科衛生士専門学校（1日）															
管理栄養士養成学校 2 校		日本女子大学（6日間） 昭和女子大学（6日間）															

29 公衆浴場対策		所管課	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう																																				
		衛生管理課																																						
根拠法令等	足立区公衆浴場設備改善補助金交付要綱 足立区公衆浴場開放事業に関する補助金交付要綱 足立区公衆浴場施設改善資金利子補助要綱																																							
目 的	公衆浴場の環境保全と経営の安定化を図ることで銭湯を利用する人々の利便と機会を確保する。																																							
事業内容	ア 浴場設備改善補助 風呂釜等の改善工事費用の2分の1を補助する（上限200万円※）。 ただし、「公衆浴場耐震化促進支援事業及びクリーンエネルギー化等推進事業」と併用する場合、総工事費用から都の補助金額を差し引いた額の3分の2を補助する（上限200万円）。 また、「健康増進型公衆浴場改築支援補助事業」の改築・改修事業に該当し、かつ、レジオネラ症予防対策を講じる場合、総工事費用から都の補助金額を差し引いた額の4分の1を補助する（上限2,000万円）。 ※ 令和6年度までは「上限100万円」だったが、令和7年度からは「上限200万円」となった。 イ 施設改善資金利子補助（平成25年度から新規受付を凍結） 大規模な内装工事や改築に伴う借入金の利子を補助する。借入額のうち5,000万円を限度として、年利5%以内を20年間補助する（借入額が2,000万円未満の場合は、12年以内）。 ウ 開放事業補助 公衆浴場活性化対策として浴場組合が実施する開放事業等に対し、入浴料と経費の一部を補助する。																																							
		<table><tr><th>実施月</th><th>事業名</th></tr><tr><td>4月</td><td>「夏みかん湯」</td></tr><tr><td>5月（こどもの日）</td><td>「しょうぶ湯」</td></tr><tr><td>9月（敬老の日）</td><td>「敬老の日」</td></tr><tr><td>9月</td><td>「すだち湯」</td></tr><tr><td>10月</td><td>「かぼす湯」</td></tr><tr><td>11月・1月</td><td>「りんご湯」</td></tr><tr><td>12月（冬至）</td><td>「ゆず湯」</td></tr><tr><td>2月</td><td>「伊予柑湯」</td></tr></table>	実施月	事業名	4月	「夏みかん湯」	5月（こどもの日）	「しょうぶ湯」	9月（敬老の日）	「敬老の日」	9月	「すだち湯」	10月	「かぼす湯」	11月・1月	「りんご湯」	12月（冬至）	「ゆず湯」	2月	「伊予柑湯」																				
実施月	事業名																																							
4月	「夏みかん湯」																																							
5月（こどもの日）	「しょうぶ湯」																																							
9月（敬老の日）	「敬老の日」																																							
9月	「すだち湯」																																							
10月	「かぼす湯」																																							
11月・1月	「りんご湯」																																							
12月（冬至）	「ゆず湯」																																							
2月	「伊予柑湯」																																							
実 績 表		■設備改善補助実績																																						
		■利子補助実績																																						
<table><tr><th>年度</th><th>延件数</th><th>実軒数</th></tr><tr><td>4</td><td>12</td><td>10</td></tr><tr><td>5</td><td>15</td><td>11</td></tr><tr><td>6</td><td>12</td><td>8</td></tr></table>		年度	延件数	実軒数	4	12	10	5	15	11	6	12	8	<table><tr><th>年度</th><th>件数（上期）</th><th>件数（下期）</th></tr><tr><td>4</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>5</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>6</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>			年度	件数（上期）	件数（下期）	4	2	2	5	2	2	6	2	2												
年度	延件数	実軒数																																						
4	12	10																																						
5	15	11																																						
6	12	8																																						
年度	件数（上期）	件数（下期）																																						
4	2	2																																						
5	2	2																																						
6	2	2																																						
■区内公衆浴場の動向																																								
<table><tr><th>年度</th><th>29</th><th>30</th><th>元</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>浴 場 数（軒）</td><td>34</td><td>32</td><td>31</td><td>29</td><td>27</td><td>25</td><td>24</td><td>23</td></tr><tr><td>1浴場1日平均入浴者数（人）</td><td>103</td><td>103</td><td>143</td><td>114</td><td>120</td><td>101</td><td>103</td><td>109</td></tr></table>		年度	29	30	元	2	3	4	5	6	区分									浴 場 数（軒）	34	32	31	29	27	25	24	23	1浴場1日平均入浴者数（人）	103	103	143	114	120	101	103	109			
年度	29	30	元	2	3	4	5	6																																
区分																																								
浴 場 数（軒）	34	32	31	29	27	25	24	23																																
1浴場1日平均入浴者数（人）	103	103	143	114	120	101	103	109																																
浴場数は各年12月31日現在（令和6年東京都公衆浴場基礎資料による） 入浴者数は各年1月1日～12月31日の平均（令和6年東京都公衆浴場基礎資料による）																																								

30

休日・準夜間応急診療、休日応急歯科診療、休日応急柔道整復施術

所管課

衛生管理課

3

すべての人に健康と福祉を



17

ハートナッシュで健康を享受しよう



根拠法令等

休日応急診療・休日準夜間応急診療事業実施要綱、休日応急歯科診療事業実施要綱、休日応急柔道整復施術事業実施要綱

目 的

休日是一般医療機関が休診日にあたるため、区民の医療不安を解消する。

事業内容

■休日・準夜間応急診療施設

施設名	所在地	電話番号	受付時間	診療科目
足立区医師会館 休日応急・準夜間応急診療所	中央本町三丁目 4-4 足立区医師会館内	(3880) 1866	午前10時～11時30分 午後 1時～ 3時30分 午後 5時～ 9時	内 科 小児科
東部 休日応急診療所	大谷田三丁目 11-13 東部保健センター内	(3629) 7881	午前10時～11時30分 午後 1時～ 3時30分	〃
竹の塚 休日応急・準夜間応急診療所	西竹の塚一丁目 11-2 エミルタワー竹の塚 2 階	(3855) 5016	午前10時～11時30分 午後 1時～ 3時30分 午後 5時～ 9時	〃
竹の塚 休日応急歯科診療所	竹の塚保健センター内	(3855) 5017	午前10時～11時30分 午後 1時～ 3時30分	歯 科
江北 休日応急診療所	西新井本町二丁目 30-40 江北保健センター内	(3896) 4010	午前10時～11時30分 午後 1時～ 3時30分	内 科 小児科

開始時期

昭和48年に3か所、昭和51年に1か所の休日応急診療所、昭和53年10月に休日準夜間応急診療、昭和54年9月に休日応急歯科診療所を開設し、移転、改称を経て現在に至る。

実績表

※（ ）内は診療日1日平均の受診人数

■昼間における受診人数

年度	区分	総 数	医師会館	東 部	竹の塚	江 北
4		7,713(108)	3,904(55)	867(12)	1,585(22)	1,357(19)
5		8,702(121)	3,518(49)	1,260(17)	2,277(32)	1,647(23)
6		7,960(110)	2,730(38)	1,382(19)	2,189(30)	1,659(23)

■準夜間における受診人数

年度	区分	総 数	医師会館	竹の塚
4		718(17)	718(17)	・(・)
5		1,810(25)	1,810(25)	・(・)
6		1,415(20)	1,415(20)	・(・)

■歯科受診人数

年度	区分	竹の塚
4		214(3)
5		226(3)
6		261(4)

令和3年4月～令和4年8月の準夜間応急診療は新型コロナウイルス感染症の影響で休止
令和4年9月から医師会館準夜間応急診療所のみ再開

■柔道整復施術人数

年度	区分	総 数	東部地区	西部地区
4		347(5)	185(3)	162(2)
5		319(4)	138(2)	181(2)
6		332(5)	151(2)	181(3)

*平成14年4月開始
1休日あたり東西2か所を
開設

3 1 平日夜間小児初期救急診療

所管課
衛生管理課

3すべての人に健康と福祉を

17パートナーシップで目標を達成しよう



根拠法令等

平日夜間小児初期救急診療事業実施要綱、足立区小児初期救急診療協議会設置要綱

目 的

子どもの急病に対する医療不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整備する。

事業内容

足立区医師会館休日応急診療所の施設・設備を利用し、平日夜間における小児科の応急診療を行う。

開始時期

平成20年1月7日

■診療施設

施設名	所在地	電話番号	受付時間	診療科目
足立区医師会館 休日応急診療所	中央本町三丁目 4-4 足立区医師会館内	(3880)1131	月～金(休日、年末年始を除く) 午後7時30分～午後10時	小児科

実績表

■受診人数 ※ ()内は診療日1日平均の受診人数

年度	総数
4	295 (1.2)
5	255 (1.1)
6	207 (0.9)

3 2 障がい児歯科診療				所管課		3 すべての人に健康と福祉を		17 パートナシップで目標を達成しよう			
				衛生管理課							
根拠法令等		障がい児歯科診療事業実施要綱									
目的											
歯科診療を受ける機会が少ない障がい児に対し、医療不安を解消し、口腔状態の改善を図る。											
事業内容											
ア 対象者		区内に居住する 18 歳未満の障がい児									
イ 診療場所		足立区歯科医師会口腔保健センター（足立区歯科医師会館内） 足立区千住一丁目 5 番 5 号 （3882）3882									
ウ 診療日時		毎週木・土曜日 午前 9 時～午後 1 時 （予約制）									
開始時期 平成 2 年 1 1 月											
実績表											
■診療実施状況											
区分 年度		受診者（人）			年 齢 別						受 診 延人数
					0 歳～5 歳		6 歳～11 歳		12 歳～		
		総数	男	女	男	女	男	女	男	女	
4		350	242	108	11	8	45	25	186	75	1, 141
5		369	258	111	9	4	52	25	197	82	1, 183
6		360	248	112	3	1	45	26	200	85	1, 094

3 3 原爆被爆者見舞金		所管課	3 すべての人に健康と福祉を 								
		衛生管理課									
根拠法令等	足立区原爆被爆者見舞金支給要綱										
目 的 原子爆弾の被爆者に対して見舞金を支給することにより、被爆者の福祉の向上を図ることを目的とする。 事 業 内 容 ア・イの要件をいずれも満たす被爆者1人につき、年額1万円の見舞金を支給する。 ア 当該年の7月1日に足立区に住所を有する者であること。 イ 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第2条第3号の規定により、被爆者健康手帳の交付を受けている者であること。 開 始 時 期 平成31年4月 実 績 表 ■見舞金支給状況 <table><tr><th>年度</th><th>支給件数</th></tr><tr><td>4</td><td>92</td></tr><tr><td>5</td><td>83</td></tr><tr><td>6</td><td>70</td></tr></table>				年度	支給件数	4	92	5	83	6	70
年度	支給件数										
4	92										
5	83										
6	70										

1 感染症の診査に関する協議会		所管課	3 すべての人に健康と福祉を 
		感染症対策課	
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 足立区感染症の診査に関する協議会条例、同施行規則 足立区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則		
設置の目的 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の的確な運用を図る。			
審議事項 就業制限、入院勧告、入院延長勧告及び医療費公費負担申請の適否について審議する。			
委 員 委員数 6名(令和7年4月1日現在) 任 期 2年 (令和7年4月1日～令和9年3月31日、令和6年4月1日～令和8年3月31日)			
開始時期 平成11年4月1日 (前組織) 足立区結核の診査に関する協議会 足立区結核の診査に関する協議会条例(昭和50年足立区条例第5号)			
開催実績 毎月2回開催			

2 大気汚染障害者認定審査会		所管課	3 すべての人に健康と福祉を 
		衛生管理課	
根拠法令等	足立区大気汚染障害者認定審査会条例 足立区大気汚染障害者認定審査会条例施行規則		
設置の目的 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(東京都)に基づき、認定を行うにあたって必要な調査審議を行い、区長に意見を述べること及び医学的に同法の的確な運用を図る。			
審議事項 大気汚染障害者の認定に係る必要な調査審議を行う。			
委員 委員数 4名(令和7年4月1日現在) 任 期 2年(令和7年4月1日～令和9年3月31日)			
開始時期 昭和50年4月1日			
開催実績 毎月1回開催			

3 公害健康被害認定審査会		所管課	3 3 すべての人に健康と福祉を 
		衛生管理課	
根拠法令等	足立区公害健康被害認定審査会条例 足立区公害健康被害認定審査会条例施行規則		
設置の目的 公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、補償費等の支給を適正かつ迅速に行うため、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから区長が委嘱した委員により組織され、区長に対し必要な意見を述べる。			
審議事項 被認定者の認定更新及び障がいの程度についての審査を行う。			
委員 委員数 12名(令和7年4月1日現在) 任期 2年(令和6年3月1日～令和8年2月28日)			
開始時期 昭和51年3月1日			
開催実績 毎月1回開催			

4 公害健康被害補償診療報酬審査会		所管課	3 3 すべての人に健康と福祉を 
		衛生管理課	
根拠法令等	足立区公害健康被害補償診療報酬審査会条例 足立区公害健康被害補償診療報酬審査会条例施行規則		
設置の目的 公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、医療費の支給を適正かつ迅速に行うため、医学、薬学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから区長が委嘱した委員により組織され、区長に対し必要な意見を述べる。			
審議事項 診療内容及び診療報酬その他区長が必要と認めた事項についての審査を行う。			
委員 委員数 7名(令和7年4月1日現在) 任期 2年(令和6年4月1日～令和8年3月31日)			
開始時期 昭和51年4月1日			
開催実績 毎月1回開催（2日間）			

5 保健所運営協議会【令和2年度廃止(※)】

(※) 現在、保健衛生分野だけでなく福祉分野も含めた総合的な協議は、地域保健福祉推進協議会で行っており、議事内容も重複していることから、当協議会については廃止した。

1 沿革

昭和12年	4月	結核予防を主眼とした保健所法（昭和12年法律第42号）公布
14年	3月	東京市立足立健康相談所として足立区千住高砂町98番地に開設
	4月	健康相談所に東京市立足立小児保健所を併設
	9月	健康相談所に東京市立足立児童健康指導所を併設
18年	6月	足立健康相談所及び足立小児保健所を廃止し、東京市立足立保健所を開設
	7月	東京都制施行
19年10月		東京都足立保健所と足立児童健康指導所が統合し、東京都足立高砂保健所と改称 逋信省所管の足立簡易保険健康相談所の移管を受け、東京都足立龍田保健所と改称
20年	4月	足立龍田保健所、戦災により焼失
	6月	足立高砂保健所を東京都足立保健所と改称
22年	3月	足立保健所を東京都第五保健所と改称
23年10月		改正保健所法の施行に伴い、足立区役所衛生課と統合し、東京都足立保健所（4課17係）と改称して発足
27年	8月	東京都千住保健所（千住仲町76番地）が、足立保健所から分離独立
31年	7月	足立保健所、千住弥生町34番地（現 中央本町1-5-3）に新庁舎建設移転
32年	4月	保健所に優生保護相談所を併設
40年	4月	39年7月の地方自治法の一部改正により、伝染病予防法・トラホーム予防及び寄生虫予防に関する事務、予防接種法・結核予防法等の業務の一部が、都から足立区に移管される。 （なお、予防接種法・結核予防法に定める区長の権限に属する事務等は、保健所長が区長から再委任を受けている。）
44年12月		機構改革により、衛生課・予防課に主査制がしかれる。
45年	4月	千住保健所東和保健相談所（東和4-10-3）開設
46年	4月	千住保健所江北保健相談所（江北6-16-2-101）開設 足立保健所竹の塚保健相談所（竹の塚6-18-12-101）開設
47年	3月	千住保健所の新庁舎完成
48年	9月	竹の塚休日診療所（竹の塚2-25-21 教育センター内）開設
	10月	千住休日診療所（千住仲町15 足立区医師会館内）開設 綾瀬休日診療所（東綾瀬1-5-17 東部区民福祉センター内）開設
50年	4月	地方自治法の一部改正に伴い、区内の2保健所、3保健相談所が都から足立区に移管（薬剤師法等業務に関する事務が都直轄となり、医療係は医務担当主査となる。）
	4月	衛生部（管理課）を設置し、保健衛生行政事業の総合調整を開始
	9月	公害健康被害補償担当主査設置
	12月	公害健康被害補償法に基づく第一種地域（大気系）の指定を受ける。
51年	1月	江北休日診療所（江北6-16-2-101 江北保健相談所内）開設
	4月	衛生部業務課を設置、公害健康補償担当主査及び衛生係が管理課から移管
52年	4月	衛生部管理課保健係及び予防係を組織変更し、保健予防係となる。衛生部管理課に保健計画担当主査を設置
53年	4月	綾瀬休日診療所を東和保健相談所内に移転し、東和休日診療所として開設
	8月	足立区保健センター（伊興町前沼1157-6）竣工
	9月	足立保健所、保健センター内に移転
	10月	足立区保健センター開設
54年	1月	竹の塚休日診療所を竹の塚保健相談所内（竹の塚6-28-12-101）移転
	3月	竹の塚保健相談所を中央本町保健相談所と改称し、旧足立保健所跡（中央本町1-5-3）に移転し、旧竹の塚保健相談所施設を足立保健所分室と改称

IV 資料

54年	9月	竹の塚休日歯科診療所（竹の塚6-18-12-101足立保健所分室内）開設
56年	3月	足立区保健衛生教育員及び足立区伝染病予防員廃止
57年	3月	千住保健所東和保健相談所及び東和休日診療所、東和3-12-9に移転
	4月	足立保健所所管区域の一部（綾瀬川以東）を千住保健所所管区域に編入
58年	3月	千住保健所江北保健相談所及び江北休日診療所、西新井本町2-30-40に新庁舎建設移転 足立区保健センター廃止
	4月	足立保健所及び千住保健所の所管区域を変更 所管区域の変更に伴い、足立保健所中央本町保健相談所を千住保健所中央本町保健相談所、千住保健所江北保健相談所を足立保健所江北保健相談所と改称 足立・千住保健所庶務課普及係及び衛生部管理課保健計画主査を廃止し、管理課に保健計画係を設置
60年	2月	千住保健所中央本町保健相談所、改築のため仮設庁舎（中央本町1-16-1）に移転
61年	4月	衛生部管理課を衛生部健康管理課に名称変更
	9月	千住保健所中央本町保健相談所、中央本町1-5-3に新庁舎建設移転
	10月	衛生試験所（千住保健所中央本町保健相談所に併設）開設
63年	3月	公害健康被害の補償に関する法律の施行により、第1種地域（大気系）の指定解除
	4月	衛生部業務課公害保健係を廃止
平成	2年	4月 衛生部次長を廃止し、衛生部主幹（保健医療担当）を設置 衛生部健康管理課に健康管理主査を置く
	3年	4月 衛生部主幹（保健医療担当）を衛生部参事（保健医療）に改める。
	5年	4月 衛生部参事（保健医療）を廃止し、衛生部次長を設置 業務課を保健推進課に改め公害補償係と保健予防係を所管し、防疫指導係を廃止
	6年	6月 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律可決（7月1日施行）により保健所法が地域保健法に改正
	7年	4月 計画・調整機能強化のため、衛生部に副参事（地域保健計画推進）を設置 健康管理課から計画調整主査を移管 保健所・保健相談所の事業実施体制の整備、強化を図るため、衛生指導課に食品衛生係、環境衛生係を設置 保健予防課及び保健相談所に保健指導係を設置
	8年	4月 衛生部健康管理課を衛生部保健管理課に変更
	9月	竹の塚休日診療所及び竹の塚休日歯科診療所を竹の塚センター（竹の塚2-25-17）に移転
	9年	4月 地域保健法施行、保健所・保健相談所の実施体制の整備、強化を図るため、足立保健所保健予防課保健指導第一係を設置、既存の保健指導係を保健指導第二係と改称
10年	1月	地域生活支援センター（竹の塚6-18-12-101）開設
	4月	足立保健所保健予防課成人保健係を設置、既存の業務係を母子保健係と改称
11年	12月	千住保健所、千住仲町19-3（複合施設千住庁舎新設）に移転
12年	4月	衛生部・保健所の組織を再編 衛生部に衛生管理課、衛生試験所を設置、従来の2保健所3保健相談所体制を1保健所2課5保健総合センター体制に再編 足立保健所に生活衛生課、健康推進課、中央本町保健総合センター、竹の塚保健総合センター第一課・第二課、江北保健総合センター、千住保健総合センター、東和保健総合センターを設置
13年	4月	足立保健所生活衛生課保健総務係を生活衛生係に改め、所管事項に害虫等駆除を加え環境衛生担当係長を設置
14年	3月	「健康あだち21」行動計画策定

- 14年 4月 衛生部組織と保健所組織一体化のため、衛生部衛生管理課を衛生部足立保健所衛生管理課に、また、足立保健所を衛生部足立保健所に変更
「健康あだち21」等執行体制強化のため、副参事（特命）及び調整担当係長を設置
地域生活支援センター（就労支援係、生活支援係）を（財）社会福祉協議会から移管
- 15年 4月 竹の塚保健総合センター第一課、第二課を廃止し、竹の塚保健総合センターを設置 千住休日応急診療所を医師会館（中央本町3-4-4）に移転し、足立区医師会館休日応急診療所に改称
- 5月 健康増進法施行
- 10月 マンモグラフィによる乳がん検診導入
- 16年 4月 足立保健所衛生管理課を衛生部衛生管理課に変更
衛生部に副参事（保健計画）及び保健計画担当係長を設置
衛生部衛生試験所を足立保健所衛生試験所に変更
足立保健所の副参事（特命）及び調整担当係長を廃止
足立保健所生活衛生課生活衛生係、衛生調整担当係長を廃止、環境衛生係を環境衛生監視係に改称
足立保健所健康推進課に健康づくり係を設置、健康推進担当係長を健康づくり担当係長に改称
地域生活支援センターに育成支援担当係長を設置
- 17年 4月 足立保健所竹の塚保健総合センター、竹の塚休日応急診療所、竹の塚休日応急歯科診療所を西竹の塚1-11-2（エミエルタワー竹の塚2階）に移転
足立保健所健康推進課の母子保健係を健康推進係に改称し、健康づくり係を廃止、健康づくり担当係長及び成人保健担当係長を設置、中央本町及び東和保健総合センターに地域保健担当係長を設置
子宮がん検診の対象年齢引き下げ（30歳以上→20歳以上）
前立腺がん検診の導入（60歳から64歳の男性対象）
- 18年 4月 障害者自立支援法施行
足立保健所竹の塚保健総合センターの担当区域の一部を中央本町保健総合センター及び江北保健総合センターへ変更
衛生部副参事（保健計画）の保健計画担当係長を廃止
足立保健所健康推進課成人保健担当係長及び疾病対策係、公衆衛生担当係長を廃止
同健康推進課に保健医療係を設置
足立保健所中央本町保健総合センターに公衆衛生担当係長を設置
足立保健所竹の塚保健総合センターに事務調整担当係長を設置
足立保健所東和保健総合センターの公衆衛生担当係長を廃止
地域生活支援センターの育成支援担当係長を廃止
- 19年 3月 「足立区食育推進計画」を策定
- 4月 足立保健所竹の塚保健総合センターの事務調整担当係長を廃止
- 20年 1月 平日夜間小児初期救急診療の開始
- 4月 医療制度改革により特定健診・特定保健指導、後期高齢者医療制度などの開始
足立保健所生活衛生課の環境衛生担当係長及び食品保健担当係長を廃止
足立保健所健康推進課に成人保健担当係長及び地域支援担当係長を設置
地域生活支援センターの就労支援係及び生活支援係を廃止し指定管理者による運営を開始（精神障害者自立支援センター（ふれんどりい）に名称を変更）
ピロリ菌抗体検査を導入（5年間の試行）
- 5月 足立保健所生活衛生課の医薬衛生係に医療安全相談窓口を設置
- 21年 1月 「足立区新型インフルエンザ対策行動計画」を策定

IV 資料

- 21年 3月 「足立区保健衛生計画」(平成21年度～23年度)の改正
- 4月 生活習慣病予防と特定健診・保健指導の動議付けを目的に若年者健診(35歳の区民健診)を開始
新型インフルエンザの世界的流行により、「足立区新型インフルエンザ対策本部」を区長室に設置
- 5月 衛生部副参事(健康づくり担当)を設置
- 22年 4月 「足立区新型インフルエンザ対策本部」を解散
足立保健所生活衛生課に食品衛生担当係長を設置
足立保健所健康推進課を廃止し、保健予防課(保健予防係、保健医療係、精神保健担当係長、こころといのち支援担当係長)と健康づくり課(健診事業係、健康づくり係、事業調整担当係長)を設置
衛生部副参事(健康づくり担当)を廃止、足立保健所衛生試験所に担当課長を設置
- 6月 日本脳炎予防接種の積極的勧奨を再開
- 23年3月11日 東日本大震災発生
(14時46分) 【規模】三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震
・マグニチュード9.0、最大震度7
- 3月 【震災関連】足立区災害対策本部設置
東京都が東京都武道館に避難所を開設(足立区職員応援)
- 4月 足立保健所にこころといのち支援担当課長を設置
【震災関連】被災地(福島県及び宮城県など)保健師を中心とする衛生部職員を派遣
- 5月 MR予防接種の4期対象年齢(高2まで)拡大(平成24年3月31日までの時限)
【震災関連】足立区災害対策本部解散
- 24年 4月 足立保健所生活衛生課に庶務係を設置(足立保健所の庶務管理機能を集約)
併せて同課の住居衛生係を廃止し、生活衛生担当係長を設置
足立保健所中央本町保健総合センター診療放射線担当係長を足立保健所保健予防課に移設
- 9月 不活化ポリオワクチンの定期接種導入
- 25年 3月 足立保健所改修工事のため中央本町保健総合センターが梅島2-2-2、衛生試験所が入谷8-11-1へ仮移転
- 4月 健康づくり課とこころといのち支援担当課長を廃止し、保健予防課とこころとからだの健康づくり課を設置
ヒブ・肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンを定期接種化
先天性風しん症候群発生防止のための緊急予防接種助成開始(平成26年3月末まで)
- 6月 足立保健所改修工事のため、生活衛生課が中央本町1-12-24へ仮移転
子宮頸がんワクチン予防接種の積極的勧奨中止
- 9月 「足立区糖尿病対策アクションプラン」策定
- 11月 健康あだち21(第二次)行動計画(平成25年度～平成34年度)作成
- 26年 3月 足立保健所改修工事完了のため、生活衛生課、中央本町保健総合センター、衛生試験所が、中央本町1-5-3へ戻る
- 4月 足立保健所保健予防課診療放射線担当係長を足立保健所竹の塚保健総合センターに移設
肺がん検診、結核検診を足立区医師会へ委託、受託検診の廃止
次長制の廃止
こころとからだの健康づくり課健康づくり担当係長を糖尿病対策担当係長に名称変更
- 9月 「足立区新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
「足立区糖尿病対策アクションプラン(改訂版)」策定
「足立区糖尿病対策アクションプランー歯科口腔保健対策編ー」策定
- 10月 水痘ワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンを定期接種化
高齢者肺炎球菌ワクチンは、経過措置(65、70、75、80、85、90、95、100歳を対象)あり。

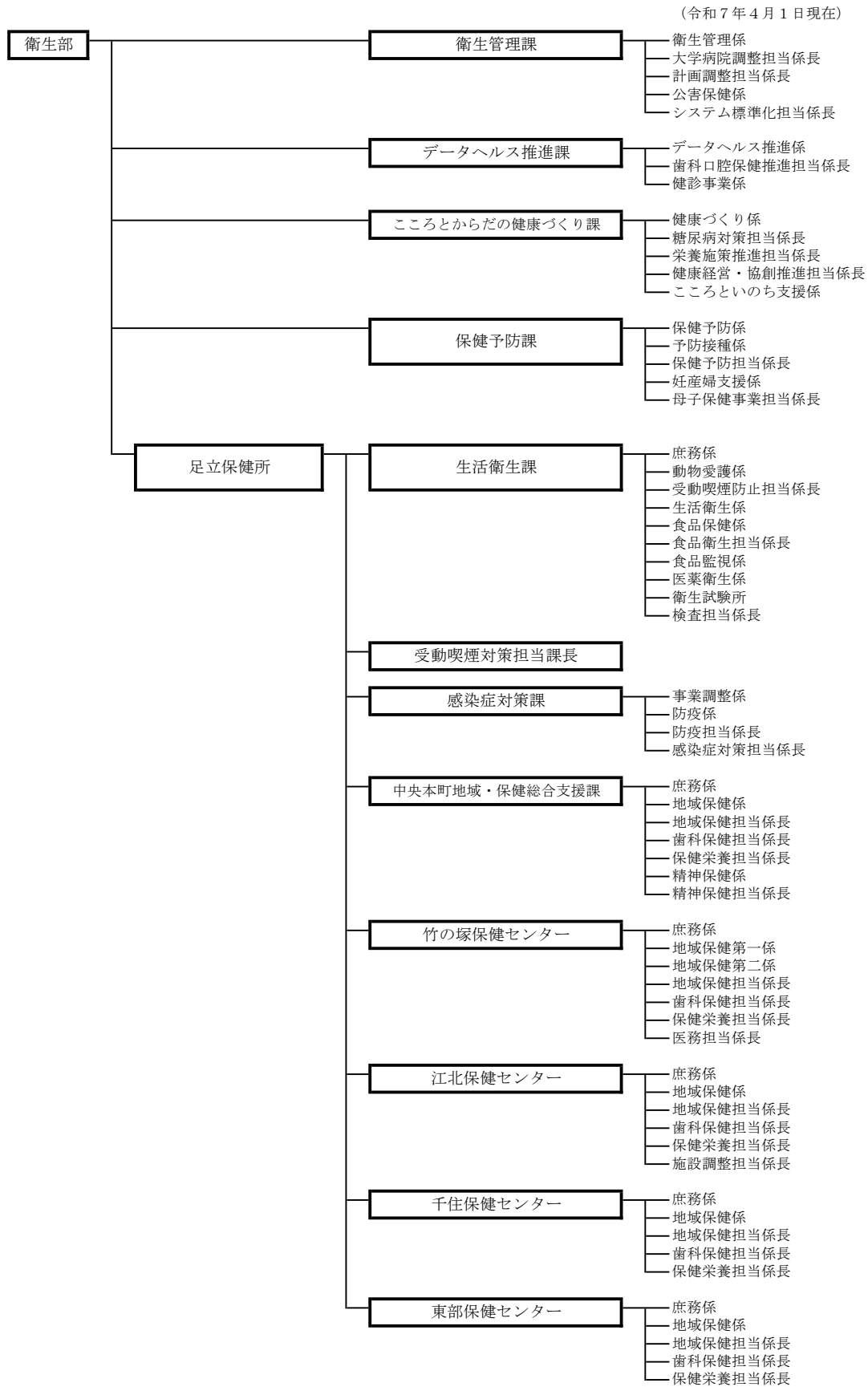
- 27年 4月 足立保健所中央本町保健総合センターを足立保健所中央本町地域・保健総合支援課へ名称変更
足立保健所ころとからだの健康づくり課を衛生部ころとからだの健康づくり課へ移設
足立保健所ころとからだの健康づくり課精神保健係、精神保健担当係長を廃止
足立保健所中央本町地域・保健総合支援課へ精神保健係、精神保健担当係長を設置
足立保健所衛生試験所を足立保健所生活衛生課へ移設（係組織へ変更）
足立保健所保健予防課感染症対策係を新設
足立保健所竹の塚保健総合センター診療放射線担当係長を廃止
- 6月 「足立区デング熱等対策行動計画」策定
- 7月 難病患者の医療費助成対象疾病の拡大（27年1月に110疾病、7月に306疾病に拡大）
糖尿病重症化予防フォロー事業の開始
足立保健所東和保健総合センターが大谷田3-11-13に一時移転
- 28年 4月 衛生部衛生管理課に事業再編担当係長を時限的に新設
足立保健所保健予防課健診事業係を衛生部衛生管理課健診保健サービス係へ移設
足立保健所保健予防課に妊産婦支援係を新設
足立保健所竹の塚保健総合センター、江北保健総合センター、千住保健総合センターの名称を竹の塚保健センター、江北保健センター、千住保健センターとし、東和保健総合センターの名称を東部保健センターと変更
29年4月からの足立保健所窓口等運営業務委託に向けて中央本町地域・保健総合支援課および竹の塚保健総合センターに派遣職員が入り窓口業務と業務委託準備業務を行う。
妊産婦支援（あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP））を本格実施
妊婦健康診査にHIV検査、子宮頸がん検診の項目が追加
がん検診等の受診勧奨について、個別に受診可能な健診を全て表記する総合受診券方式を導入
BCG接種が全て医療機関での個別接種となる。（23区乗り入れ可能）
- 10月 B型肝炎ワクチンが定期接種となる
- 29年 1月 精神障がい者自立支援センター「ふれんどりい」が、隣地（竹の塚6-18-4）へ移転
- 4月 データヘルス推進課新設 衛生管理課から健診保健サービス係を移管し、健診事業係とする。国民健康保険課から特定健診・特定保健指導、ジェネリック医薬品普及事務が移管、高齢医療・年金課から後期高齢者医療健診事務が移管される。
環境調査事務を生活衛生課から生活環境保全課への移管
中央本町地域・保健総合支援課、竹の塚保健センター、江北保健センター、千住保健センターの受付業務の外部委託を実施
乳がん検診の視触診検査を廃止する。
成人歯科健診対象者の拡大（45,55歳を追加し、20歳から70歳まで5歳間隔とする）
妊婦歯科健診実施
足立区糖尿病対策アクションプラン「おいしい給食・食育対策編」策定
難病患者の医療費助成対象疾病の拡大（330疾病）
小児慢性疾患対象疾病の拡大（722疾病）
- 30年 3月 「足立区糖尿病対策アクションプラン」及び「足立区糖尿病対策アクションプランー歯科口腔保健対策編ー」について中間見直しによる改定版を作成
「足立区自殺対策計画」策定
思春期ダイケアを竹の塚保健センター、江北保健センターの2か所に集約し、中央本町地域・保健総合支援課、千住保健センター、東部保健センターは終了とする。
- 30年 4月 インターネットゲートキーパー開始
骨髄等移植ドナー支援事業開始
足立区データヘルス計画（改定版）（平成29年度～令和2年度）策定

IV 資料

10月	北海道胆振地震(30. 9. 6)発生により衛生部職員被災地派遣(厚真町)保健師3名、事務1名	10/21(日)～10/26(金)5泊6日
11月	風しん患者が急増し、19歳以上の男女を対象に抗体検査を風しんの蔓延防止対策として拡充して実施	
31年 1月	障害者保健福祉手帳1級所持者が心身障害者医療費助成制度(マル障)の対象となる。	
31年 4月	感染症対策課新設。感染症業務の集中化を図る。 乳がん・子宮がん検診の自己負担金をワンコイン化(500円)に引き下げ 75歳以上の区民を対象に高齢者インフルエンザ予防接種費用を全額助成とする。 風しん抗体検査の医療機関受診を開始。1962年4月2日から1979年4月1日生まれの男性を対象に風しん予防接種費用を全額助成する。 新生児聴覚検査費用助成の開始	
令和元年 7月	胃がん内視鏡検診を開始	
10月	元気な職場づくり応援事業(健康経営)を開始	
令和2年 2月	新型コロナウイルス(covid-19)が国内まん延。危機管理部が足立区新型コロナウイルス対策本部会議を設置。	
3月	思春期ダイケアを竹の塚保健センター1か所に集約し、江北保健センターは終了とする。	
令和2年 4月	特定不妊治療及び男性不妊治療費用の一部助成を開始 子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業を開始	
5月	スマイルママ面接(保健師等による妊婦全数面接)を開始	
9月	デイサービス型産後ケア(NPO法人 子育てパレットへ委託)を開始	
10月	ロタウイルスワクチンの定期接種化 高齢者インフルエンザ予防接種費用の全額助成及び任意接種制度開始	
令和3年 1月	新型コロナウイルスワクチン接種担当部を新設	
4月	精神障がい者措置入院者退院後支援を開始 ファーストバースデーサポート・多胎児家庭移動支援を開始	
5月	新型コロナウイルスワクチン一般区民の初回接種を開始。医療従事者等は先行して実施	
10月	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用の全額助成	
令和4年 1月	新型コロナウイルスワクチン一般区民の追加接種(3回目接種)を開始	
2月	新型コロナウイルスワクチン小児(5～11歳)初回接種を開始	
令和4年 4月	宿泊型産後ケアを委託医療機関において開始 HPV(ヒトパピローマウイルス感染症)ワクチン予防接種の積極的勧奨再開	
5月	新型コロナウイルスワクチン追加接種(4回目接種)を開始(主に高齢者が対象)	
9月	新型コロナウイルスワクチン小児(5～11歳)追加接種(3回目接種)を開始 新型コロナウイルスワクチン一般区民の令和4年秋開始接種を開始	
10月	新型コロナウイルスワクチン乳幼児(6か月～4歳)初回接種を開始 3歳児健康診査における「目の屈折検査」を開始	
令和5年 1月	特定不妊治療費(先進医療)の区の上乗せ助成を開始	
4月	アピアランスケア推進事業を開始 あだち出産・子育て応援事業(国の出産・子育て応援給付金)を開始。本事業の実施にあたり、伴走型相談支援事業として、①スマイルママ面接、②妊娠後期アンケート(新規)、③こんにちは赤ちゃん訪問を位置付けた。 医療機関実施による日帰り型産後ケアを綾瀬産後ケアで開始 おたふくかぜワクチン任意予防接種費用の一部助成開始	
5月	特定健診(国保及び国保外)・後期高齢者医療健診での上乗せ項目健診に、これまで行っていた4項目(胸部X線等)に3項目(血清アルブミン等)を追加 新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行 新型コロナワクチン追加接種(令和5年春開始接種)を開始(主に高齢者が対象)	
8月	6歳児フッ化物塗布事業を開始 帯状疱疹ワクチン任意予防接種費用の一部助成開始	

- 9月 新型コロナウイルスワクチン追加接種（令和5年秋開始接種）を開始（初回接種を完了した生後6か月以上の方が対象）
- 10月 難病医療費助成と小児慢性特定疾病医療費助成の認定日を申請日から診断日まで遡ることが可能となった。（東京都事業）
- 令和6年1月 医療機関等の産後ケアでオンライン申請を開始（令和5年6月の利用基準の緩和による）
- 令和6年3月 第3期足立区データヘルス計画（令和6年度～令和11年度）策定
新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種が終了
健康あだち21（第三次）行動計画（令和6年度～令和17年度）策定
- 令和6年4月 五種混合ワクチン定期接種化
男性HPV（ヒトパピローマウイルス感染症）ワクチン任意接種費用助成制度を開始（小学6年生～高校1年生相当の方が対象）
令和6年度限定で、高齢者肺炎球菌任意予防接種費用助成制度（66歳以上の未接種者が対象）を実施（定期接種の経過措置（65、70、75、80、85、90、95、100歳）終了による）
妊婦超音波検査を4回に拡充
低所得妊婦の初回産科受診料助成（非課税世帯等で妊娠確定のための産科受診料）を開始
ファーストバースデーサポートの拡充（こども商品券 1～3万円分から6～8万円分へ）
難病、小児慢性疾患の軽症患者に対する「登録者証」制度の開始
難病患者の医療費助成対象疾病の拡大（3疾病追加により341疾病）
- 10月 新型コロナウイルスワクチン予防接種定期接種化（全額助成）及び任意接種助成制度実施
小児インフルエンザワクチン任意接種費用助成制度を開始（生後6か月～高校3年生相当の方を対象に1回あたり2,000円を助成）
助産所での妊婦健康診査票（都内共通）利用制度の開始（最大7回まで）
特定不妊治療費助成申請でオンライン申請を開始（東京都のオンライン申請化による）
- 令和7年3月 HPV（ヒトパピローマウイルス感染症）ワクチンキャッチアップ接種が条件付きで令和8年3月31日まで延長
MRワクチン偏在による、長期療養特例制度が決定（令和9年3月31日まで延長）

2 行政組織



3 事務分掌

衛生部

衛生管理課

衛生管理係

- 1 保健衛生行政の調整に関する事。
- 2 保健所との連絡調整に関する事。
- 3 保健衛生に係る広報及び報告に関する事。
- 4 保健医療及び歯科保健協議会に関する事。
- 5 保健衛生団体等への助成に関する事。
- 6 公衆浴場の事業助成に関する事。
- 7 人口動態等の統計及び調査に関する事(医療関係を除く。)
- 8 障がい児歯科診療事業に関する事。
- 9 休日応急診療所等に関する事。
- 10 小児初期救急診療事業に関する事。
- 11 保健衛生に係る人材育成及び教育に関する事。
- 12 健康危機管理の調整に関する事。
- 13 医療関係団体の調整に関する事。
- 14 部の調整管理に関する事。
 - (1) 部内の調整管理
 - (2) 部内事業に係る他の部局との調整
- 15 部内他の課及び係に属しない事。

大学病院調整担当係長

- 1 大学病院調整に関する事。
- 2 保健衛生業務の調整に関する事。
- 3 保健衛生に係る計画等の推進に関する事。
- 4 保健所の整備に関する事。
- 5 保健衛生情報の収集、解析、発信及び開発に関する事。
- 6 医療計画の調整に関する事。
- 7 医務、薬事、食品及び環境関係等の行政処分に関する事。
- 8 その他部内の政策に係る調整管理に関する事。

計画調整担当係長

- 1 保健師業務の調整に関する事。
- 2 保健衛生業務の調整に関する事。
- 3 保健衛生に係る計画等の推進に関する事。
- 4 医療・看護人材の確保支援策に関する事。

公害保健係

- 1 公害保健福祉事業及び健康被害予防事業に関する事。
- 2 公害健康被害補償の認定及び給付に関する事。
- 3 公害健康被害認定審査会及び診療報酬審査会に関する事。
- 4 大気汚染健康障害者に対する医療費助成の申請の受理及び認定等に関する事。
- 5 大気汚染障害者認定審査会に関する事。
- 6 石綿による健康被害救済制度の申請受理等に関する事。
- 7 原子爆弾被爆者に関する事。

システム標準化担当係長

- 1 保健衛生システムの標準システム移行に関すること。
- 2 保健衛生システムの管理運営、調整及び開発支援に関すること。

データヘルス推進課

データヘルス推進係

- 1 各部健康施策の企画調整に関すること。
- 2 健康データの収集及び分析に関すること。
- 3 特定健康診査及び特定保健指導の企画調整に関すること。
- 4 特定健康診査及び特定保健指導以外の健康教育、健康相談等の企画調整に関すること。
- 5 ジェネリック医薬品普及啓発の企画調整に関すること。
- 6 課内他の係に属しないこと。

歯科口腔保健推進担当係長

- 1 歯科口腔保健対策に関すること。
- 2 所管事務に係る保健センター等との連絡調整に関すること。

健診事業係

- 1 各種健(検)診に関すること。
- 2 所管事務に係る保健センター等との連絡調整に関すること。

こころとからだの健康づくり課

健康づくり係

- 1 健康づくり事業に関すること。
- 2 「健康あだち21行動計画」の推進に関すること。
- 3 糖尿病対策に関すること。
- 4 健康教育に関すること。
- 5 保健栄養及び食育に関すること。
- 6 受動喫煙防止に係る啓発に関すること。
- 7 所管事務に係る保健センター等との連絡調整に関すること。
- 8 課内他の係に属しないこと

糖尿病対策担当係長

- 1 糖尿病対策に関すること。
- 2 健康づくり事業の企画、調整に関すること。
- 3 食育事業の企画、調整に関すること。

栄養施策推進担当係長

- 1 栄養関連データの収集及び分析に関すること。
- 2 栄養施策に係る企画・立案及び評価に関すること。
- 3 栄養施策機能の一元化を図るための庁内連絡調整に関すること。

健康経営・協創推進担当係長

- 1 健康経営に関すること。
- 2 糖尿病対策及び受動喫煙対策の協働・協創推進に関すること。

こころといのち支援係

- 1 自殺対策に関すること。
- 2 こころの健康づくりに関すること。

保健予防課

保健予防係

- 1 母子保健に関すること。
- 2 養育医療に関すること。
- 3 小児慢性疾患医療費助成に関すること。
- 4 難病医療費助成等に関すること。
- 5 所管事務に係る保健センター等との連絡調整に関すること。
- 6 課内他の係に属しないこと。

予防接種係

- 1 予防接種に関すること。

保健予防担当係長

- 1 保健予防施策の連絡調整に関すること。
- 2 保健分野の調査及び研究に関すること。

妊産婦支援係

- 1 妊産婦の相談・支援に関すること。
- 2 所管事務に係る保健センター等との連絡調整に関すること。

母子保健事業担当係長

- 1 妊産婦の相談・支援に関すること。
- 2 母子保健施策の連絡調整に関すること。

足立保健所

生活衛生課

庶務係

- 1 公印の管守に関すること。
- 2 文書の収受、発送及び保存に関すること。
- 3 使用料等の収納管理に関すること。
- 4 施設の維持管理に関すること。
- 5 課内他の係に属しないこと。

動物愛護係

- 1 動物愛護に関すること。
- 2 飼い主のいない猫対策に関すること。
- 3 狂犬病の予防に関すること。
- 4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づく獣医師からの届出受理、動物等の調査及び指導等に関すること。
- 5 迷惑鳥獣に係る相談に関すること。

受動喫煙防止担当係長

- 1 受動喫煙防止対策に関すること。

生活衛生係

- 1 理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場、公衆浴場、温泉、墓地、水道施設、特定建築物、プール及び住居衛生に関すること。
- 2 環境衛生関係施設の許認可及び監視等に関すること。
- 3 環境衛生に係る普及、啓発に関すること。
- 4 環境衛生関係法令に係る調整に関すること。

- 5 環境衛生関係団体の育成に関する事。
- 6 環境衛生に係る調査及び研究に関する事。
- 7 住宅宿泊事業法に基づく届出に関する事。
- 8 衛生害虫等に関する事。
- 9 飲水等に関する事。

食品保健係

- 1 担当地区における食品関係の営業許可及び監視指導に関する事。
- 2 食品衛生事業に係る企画、調整に関する事。
- 3 食品衛生に係る普及、啓発に関する事。
- 4 食品衛生に係る統計に関する事。
- 5 調理師法、製菓衛生師法及びふぐの取扱い規制条例に関する事。
- 6 食品衛生推進員制度に関する事。
- 7 食品衛生に係る他の自治体等との連絡調整に関する事。
- 8 食品衛生関係団体の育成に関する事。

食品衛生担当係長

- 1 担当地区における食品関係の営業許可及び監視指導に関する事。
- 2 食品衛生関係法令に係る調整に関する事。
- 3 食鳥処理業に関する事。
- 4 化製場等に関する事。
- 5 食品衛生関係団体の育成に関する事。

食品監視係

- 1 担当地区における食品関係の営業許可及び監視指導に関する事。
- 2 食中毒の予防に関する事。
- 3 食品等の試験検査に関する事。
- 4 食品衛生に係る特別及び緊急監視に関する事。
- 5 食品関係事業者の自主的衛生管理体制への支援及び育成に関する事。
- 6 食品衛生に係る調査及び研究に関する事。

医薬衛生係

- 1 医療法に基づく施設の許可等及び監視指導に関する事。
- 2 薬事関係法令に基づく施設の許可等及び監視指導に関する事。
- 3 登録衛生検査所に関する事。
- 4 医療従事者免許に関する事。
- 5 毒物及び劇物の取締りに関する事。
- 6 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事。
- 7 医療関係に係る統計及び調査に関する事。
- 8 医療に関する相談受付・普及啓発に関する事。

衛生試験所

- 1 食品・水等の試験検査に関する事。
- 2 腸管系感染症の検査に関する事。
- 3 試験検査に関する科学的情報の収集、解析及び提供に関する事。
- 4 試験検査の精度管理に関する事。
- 5 地方衛生研究所全国協議会に関する事。

検査担当係長

- 1 食品・水等の試験検査に関する事。
- 2 腸管系感染症の検査に関する事。
- 3 試験検査に関する科学的情報の収集、解析及び提供に関する事。

- 4 試験検査の精度管理に関すること。
- 5 地方衛生研究所全国協議会に関すること。

受動喫煙対策担当課長

- 1 受動喫煙防止対策に関すること。

感染症対策課

事業調整係

- 1 公印の管守に関すること。
- 2 文書の収受、発送及び保存に関すること。
- 3 感染症対策(感染症法に基づく獣医師からの届出受理、動物等の調査及び指導に関することを除く。)及び感染症の診査に関する協議会に関すること。
- 4 結核の検診に関すること。
- 5 エイズ及び性感染症の検診に関すること。
- 6 感染症医療費助成に関すること。
- 7 感染症対策に係る普及啓発に関すること。
- 8 所管事務に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- 9 課内他の係に属しないこと。

防疫係

- 1 感染症対策(感染症法に基づく獣医師からの届出受理、動物等の調査及び指導に関することを除く。)及び感染症の診査に関する協議会に関すること。
- 2 感染症に係る保健指導・相談に関すること。
- 3 感染症等による健康危機管理に関すること。
- 4 感染症予防・対策活動における調査、研究及び保健師等の人材育成に関すること。
- 5 感染症対策に係る普及啓発に関すること。
- 6 所管事務に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

防疫担当係長

- 1 感染症の業務に係る保健師の資質向上に関すること。
- 2 感染症の業務の調整に関すること。
- 3 感染症予防に係るネットワーク事業に関すること。

感染症対策担当係長

- 1 感染症対策(感染症法に基づく獣医師からの届出受理、動物等の調査及び指導に関することを除く。)及び感染症の診査に関する協議会に関すること。
- 2 感染症に係る保健指導・相談に関すること。
- 3 感染症等による健康危機管理に関すること。
- 4 感染症予防・対策活動における調査、研究及び人材育成に関すること。
- 5 感染症対策に係る普及啓発に関すること。
- 6 所管事務に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

中央本町地域・保健総合支援課

庶務係

- 1 公印の管守に関すること。
- 2 文書の収受、発送及び保存に関すること。
- 3 使用料等の収納管理に関すること。
- 4 難病の機器貸与事業等に関すること。
- 5 予防接種に関すること。
- 6 各種医療費助成等の申請受理に関すること。
- 7 各種健(検)診に関すること。

- 8 健康づくり事業に関すること。
- 9 母性、乳幼児の健康診査等に関すること。
- 10 課内他の係に属しないこと。

地域保健係

- 1 地域の実態把握と保健師活動の計画及び評価に関すること。
- 2 地域の組織、機関等との連携及び調整に関すること。
- 3 地域の健康づくり事業に関すること。
- 4 地域の健康経営に関すること。
- 5 健康の保持増進、疾病予防及び重症化予防に関すること。
- 6 精神保健福祉及び難病の保健指導・相談に関すること。
- 7 措置入院者退院後支援に関すること。
- 8 感染症等による健康危機管理に関すること。
- 9 母子、成人及び高齢者保健の保健指導・相談・グループ支援に関すること。
- 10 地域保健活動における団体の育成及びネットワークづくり等ソーシャルキャピタルの推進に関すること。
- 11 地域保健活動における調査、研究及び保健師等の人材育成に関すること。
- 12 学生実習等に関すること。

地域保健担当係長

- 1 地域保健の業務に係る保健師の資質向上に関すること。
- 2 地域保健の業務の調整に関すること。

歯科保健担当係長

- 1 歯科保健及び歯科疾患の予防に関すること。
- 2 歯科保健活動における調査及び研究に関すること。
- 3 学校、幼稚園、保育園等との連携による歯科保健活動に関すること。
- 4 地域における関係機関等との連携及び調整に関すること。
- 5 歯科保健活動における団体の育成及びネットワークづくりに関すること。
- 6 歯科疾患実態調査に関すること。
- 7 学生実習等に関すること。

保健栄養担当係長

- 1 保健栄養及び食育に関すること。
- 2 保健栄養及び食育における調査及び研究に関すること。
- 3 国民健康・栄養調査に関すること。
- 4 特定給食施設等の指導及び関係団体の育成に関すること。
- 5 食品表示に関すること。
- 6 「食」の環境づくりに関すること。
- 7 食育サポーターの育成及び活動に関すること。
- 8 保健栄養活動における団体の育成及びネットワークづくりに関すること。
- 9 地域における関係機関との連絡調整に関すること。
- 10 学生実習等に関すること。

精神保健係

- 1 精神保健福祉施策の推進に関すること。
- 2 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- 3 自立支援医療(精神通院・育成)に関すること。
- 4 精神障がい者福祉施設の支援に関すること。
- 5 精神障がい者に係る障害者自立支援給付に関すること。
- 6 精神障がい者の手当の支給及び医療費助成に関すること。
- 7 精神障がい者団体等の支援に関すること。

- 8 精神障がい者自立支援センターに関すること。
- 9 精神障がい者の虐待防止に関すること。
- 10 こころの健康フェスティバルの実施に関すること。
- 11 精神障がい者の成年後見制度に関すること。
- 12 所管事務に係る保健センター等との連絡調整に関すること。

精神保健担当係長

- 1 精神保健事業の調査、研究及び啓発に関すること。
- 2 精神保健事業に係る所内技術職員の資質向上に関すること。
- 3 他部及び関係機関に対する精神保健に係る技術支援に関すること。
- 4 措置入院者退院後支援の調整に関すること。
- 5 精神障がい者の生活支援に関すること。

保健センター（竹の塚保健センター、江北保健センター、千住保健センター、東部保健センター）

庶務係

- 1 公印の管守に関すること。
- 2 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- 3 使用料等の収納管理に関すること。
- 4 施設の維持管理に関すること。
- 5 千住庁舎の維持管理に関すること（千住保健センター）。
- 6 すこやかプラザ あだちの維持管理に関すること（江北保健センター）。
- 7 60歳からの健康リスタートの受付管理に関すること（江北保健センター）。
- 8 難病の機器貸与事業等に関すること。
- 9 予防接種に関すること。
- 10 精神保健福祉手帳及び各種医療費助成等の申請受理に関すること。
- 11 各種健（検）診に関すること。
- 12 健康づくり事業に関すること。
- 13 母性、乳幼児の健康診査等に関すること。
- 14 畜犬登録関係事務に関すること。
- 15 保健センター内他の係に属しないこと。

地域保健係（竹の塚保健センター地域保健第一係、地域保健第二係を含む。）

- 1 地域の実態把握と保健師活動の計画及び評価に関すること。
- 2 地域の組織、機関等との連携及び調整に関すること。
- 3 地域の健康づくり事業に関すること。
- 4 地域の健康経営に関すること。
- 5 健康の保持増進、疾病予防及び重症化予防に関すること。
- 6 精神保健福祉及び難病の保健指導・相談に関すること。
- 7 措置入院者退院後支援に関すること。
- 8 感染症等による健康危機管理に関すること。
- 9 母子、成人及び高齢者保健の保健指導・相談・グループ支援に関すること。
- 10 地域保健活動における団体の育成及びネットワークづくり等ソーシャルキャピタルの推進に関すること。
- 11 地域保健活動における調査、研究及び保健師等の人材育成に関すること。
- 12 学生実習等に関すること。
- 13 60歳からの健康リスタートの教室運営に関すること（江北保健センター）。
- 14 健康コンシェルジュに関すること（江北保健センター）。

地域保健担当係長

- 1 地域保健の業務に係る保健師の資質向上に関すること。
- 2 地域保健の業務の調整に関すること。

歯科保健担当係長

- 1 歯科保健及び歯科疾患の予防に関すること。
- 2 歯科保健活動における調査及び研究に関すること。
- 3 学校、幼稚園、保育園等との連携による歯科保健活動に関すること。
- 4 地域における関係機関等との連携及び調整に関すること。
- 5 歯科保健活動における団体の育成及びネットワークづくりに関すること。
- 6 歯科疾患実態調査に関すること。
- 7 学生実習等に関すること。
- 8 60 歳からの健康リスタートの教室運営に関すること（江北保健センター）。

保健栄養担当係長

- 1 保健栄養及び食育に関すること。
- 2 保健栄養及び食育における調査及び研究に関すること。
- 3 特定給食施設等の指導及び関係団体の育成に関すること。
- 4 食品表示に関すること。
- 5 「食」の環境づくりに関すること。
- 6 食育サポーターの育成及び活動に関すること。
- 7 保健栄養活動における団体の育成及びネットワークづくりに関すること。
- 8 地域における関係機関との連絡調整に関すること。
- 9 学生実習等に関すること。
- 10 60 歳からの健康リスタートの教室運営に関すること（江北保健センター）。

医務担当係長（竹の塚保健センター）

- 1 地域保健に関すること。
- 2 保健予防及び公衆衛生に係る医務業務に関すること。
- 3 各種健（検）診に関すること。
- 4 エイズ等に関すること。

施設調整担当係長（江北保健センター）

- 1 すこやかプラザ あだちの維持管理に関すること。
- 2 江北保健センターの事業調整に関すること。

4 施設の概要

- (1) 足立保健所 (生活衛生課、感染症対策課、中央本町地域・保健総合支援課)
敷地面積 2,862.08 m²
延床面積 4,644.58 m²
鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階建
建築年 昭和61年 改修 平成26年
- (2) 竹の塚保健センター
敷地面積 6,003.02 m² (共有持分 1,016.17 m²)
延床面積 2,618.00 m²
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階地上27階建の2階部分
建築年 平成17年
- (3) 江北保健センター
敷地面積 1,772.30 m² (東京都住宅供給公社より無償貸与)
延床面積 1,563.08 m²
鉄筋コンクリート造 地上2階建
建築年 昭和58年
- (4) 千住保健センター (令和8年3月23日に千住仲町18-7に仮移転予定)
敷地面積 1,169.03 m² (千住庁舎)
延床面積 1,617.17 m² (保健センター部分)
鉄筋コンクリート造 地上4階建の3、4階部分
建築年 平成11年
- (5) 東部保健センター (平成27年7月21日に東和3-12-9から一時移転中)
敷地面積 1,567.77 m²
延床面積 644.22 m²
鉄骨造 地上1階
建築年 平成19年
- (6) 精神障がい者自立支援センター
敷地面積 1,509.35 m²
延床面積 1,199.72 m²
鉄骨造 地上2階
建築年 平成28年

5 職員の配置状況

(令和7年4月1日現在実人員)

職 種		合	事	福	土	保	食	医	診	齒	作	検	栄	保	環	作	(再	(再	計
所 属		計	務	祉	木	視	視	師	療	科	業	術	養	健	境	業	任	任	用
衛 生 部 合 計		238	90	-	-	27	16	3	-	10	-	3	10	80	-	-	7	15	81
部 長		1												1					
衛生管理課	小 計	22	19	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	0	1	1
	課 長	1				1													
	衛生管理係	7	7															1	
	大学病院調整担当係	2	1			1													
	計画調整担当係	2	1											1					
	システム標準化担当係	2	2																
	公害保健係	8	8																1
データヘルス推進課	小 計	14	10	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	6
	課 長	1	1																
	データヘルス推進係	5	3											2					1
	歯科口腔保健推進担当係	3	1						2										
	健診事業係	5	5																5
この健康づくりから課	小 計	11	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	1	3
	課 長	1	1																
	健康づくり係	4	4															1	2
	糖尿病対策担当係	2											1	1					
	栄養施策推進担当係	1											1						
	健康経営・協創推進担当係	1	1																
保健予防課	小 計	25	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	2	13
	課 長	1	1																
	保健予防係	12	12															2	9
	予防接種係	5	5																2
	妊娠婦支援係	6												6					2
	母子保健事業担当	1												1					
足立保健所計		165	36	-	-	25	16	3	-	8	-	3	8	67	-	-	7	10	58
所 長		1						1											
生活衛生課	小 計	52	8	-	-	25	16	-	-	-	-	3	-	-	-	-	0	3	9
	課 長	1				1													
	庶務係	4	4															2	5
	動物愛護係	6	3			3													
	受動喫煙防止担当係	2	1									1							
	生活衛生係	7				7													1
	食品保健係	7					7												
	食品衛生担当係	2					2												
	食品監視係	7					7												
	医薬衛生係	9				9													
	衛生試験所	6				5						1						1	3
	検査担当係	1										1							
受動喫煙対策担当課長		-																	

職 種			合	事	福	士	保	食	医	診	歯	作	検	栄	保	環	作	再	再	会
所 属			計	務	社	木	健	品	師	療	科	業	術	養	健	境	業	(再 任 用 フル)	(再 任 用 短期)	計 年 度 任
感染症対策課	小 計		9	4	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	4	-	-	-	0	3
	課長		1						1											
	事業調整係		4	4														1		
	防疫係		4												4					3
	防疫担当係長		0															1		
中央本町地域・保健総合支援課	小 計		25	10	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	12	-	-	0	0	6
	課長		1	1																
	庶務係		3	3																1
	地域保健係		10												10					3
	地域保健担当係長	(1)	0	(1)																
	歯科保健担当係長	(1)	1	(1)							1									1
	保健栄養担当係長		2											2						1
	精神保健係		7	6											1					
	精神保健担当係長		1												1					
	小 計		24	2	-	-	-	-	-	-	3	-	-	2	17	-	-	1	1	9
	センター長		1												1					
	庶務係		2	2															1	
	地域保健第一係		8												8					4
	地域保健第二係		7												7			1		3
	地域保健担当係長		1												1					
	歯科保健担当係長		3								3									1
	保健栄養担当係長		2											2						1
江北保健センター	小 計		25	4	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	17	-	-	0	1	7
	センター長		1	1																
	庶務係		2	2															1	2
	地域保健係		15												15					3
	地域保健担当係長		2												2					
	歯科保健担当係長		2								2									1
	保健栄養担当係長		2											2						1
千住保健センター	小 計		13	3	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	8	-	-	2	1	6
	センター長		1	1																
	庶務係		2	2														1	1	1
	地域保健係		7												7			1		3
	地域保健担当係長		1												1					
	歯科保健担当係長	(1)	1	(1)							1									1
東部保健センター	小 計		16	5	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	9	-	-	2	2	8
	センター長		1	1																
	庶務係		4	4														1	2	4
	地域保健係		9												9					3
	地域保健担当係長		0														1			
	歯科保健担当係長	(1)	1	(1)							1									1
	小 計		(1)	1	(1)									1						0

※ 合計は再任用（フル）～会計年度任用職員を除く

事業概要
令和6年度事業実績

発行日：令和7年9月

発行：足立区

編集：足立区 衛生部 衛生管理課

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

電話03-3880-5891

FAX03-3880-5602